

平成23年第4回太子町議会定例会（第433回町議会）会議録（第1日）

平成23年8月26日

午前10時開会

議 事 日 程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 広報広聴常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 5 総務常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 6 経済建設常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 7 福祉文教常任委員会の所管事務調査報告
- 8 報告第3号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 9 報告第4号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の報告について
- 10 同意第3号 教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 11 選挙管理委員及び同補充員の選挙
- 12 議案第34号 平成23年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第2号）
- 13 議案第35号 平成23年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 14 議案第36号 平成23年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 15 議案第37号 平成23年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 16 議案第38号 平成23年度兵庫県太子町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 17 議案第39号 平成23年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計補正予算（第1号）
- 18 議案第40号 平成23年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第2号）
- 19 議案第41号 太子町税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 20 認定第1号 平成22年度兵庫県太子町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 21 認定第2号 平成22年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 22 認定第3号 平成22年度兵庫県太子町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 23 認定第4号 平成22年度兵庫県太子町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 24 認定第5号 平成22年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 25 認定第6号 平成22年度兵庫県太子町墓園事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 26 認定第7号 平成22年度兵庫県太子町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 27 認定第8号 平成22年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 28 認定第9号 平成22年度兵庫県太子町水道事業会計決算の認定について
(認定第1号～認定第9号についての監査委員の審査報告)
- 29 意見書案第4号 災害に強いまちづくりと地域循環型経済対策を求める意見書の提出について

本日の会議に付した事件

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 広報広聴常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 5 総務常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 6 経済建設常任委員会の閉会中の所管事務調査報告

- 7 福祉文教常任委員会の所管事務調査報告
- 8 報告第3号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 9 報告第4号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の報告について
- 10 同意第3号 教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 11 選挙管理委員及び同補充員の選挙
- 12 議案第34号 平成23年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第2号）
- 13 議案第35号 平成23年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 14 議案第36号 平成23年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 15 議案第37号 平成23年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 16 議案第38号 平成23年度兵庫県太子町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 17 議案第39号 平成23年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計補正予算（第1号）
- 18 議案第40号 平成23年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第2号）
- 19 議案第41号 太子町税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 20 認定第1号 平成22年度兵庫県太子町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 21 認定第2号 平成22年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 22 認定第3号 平成22年度兵庫県太子町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 23 認定第4号 平成22年度兵庫県太子町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 24 認定第5号 平成22年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 25 認定第6号 平成22年度兵庫県太子町墓園事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 26 認定第7号 平成22年度兵庫県太子町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 27 認定第8号 平成22年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 28 認定第9号 平成22年度兵庫県太子町水道事業会計決算の認定について
(認定第1号～認定第9号についての監査委員の審査報告)
- 29 意見書案第4号 災害に強いまちづくりと地域循環型経済対策を求める意見書の提出について

会議に出席した議員

1 番	中 薮 清 志	2 番	堀 卓 史
3 番	藤 澤 元之介	4 番	首 藤 佳 隆
5 番	福 井 輝 昭	6 番	森 田 眞 一
7 番	平 田 孝 義	8 番	吉 田 日出夫
9 番	井 川 芳 昭	10 番	清 原 良 典
11 番	中 島 貞 次	12 番	服 部 千 秋
13 番	井 村 淳 子	14 番	橋 本 恭 子
15 番	中 井 政 喜	16 番	佐 野 芳 彦

会議に欠席した議員

な し

会議に出席した事務局職員

局 長	上 田 眞 也	書 記	北 陽一郎
書 記	森 本 麻 友	書 記	山 本 雅 子

説明のため出席した者の職氏名

町 長	首 藤 正 弘	副 町 長	八 幡 儀 則
教 育 長	寺 田 寛 文	総 務 部 長	香 田 大 然

生活福祉部長 山本修三
教育次長 神南隆司
監査委員 森川 勝

経済建設部長 山本武志
財政課長 堀 恭一

議長あいさつ

○議長（佐野芳彦） 皆さんおはようございます。

開会に先立ちまして一言ごあいさつを申し上げます。

日中はまだまだ暑い日が続いておりますが、朝夕は幾分しのぎやすくなってまいりました。議員各位には極めてご健勝にてご参集賜り、本日ここに平成23年第4回太子町議会定例会（第433回町議会）が開会できますことは、町政伸展のためまことにご同慶にたえません。

さて、今期定例会は条例の制定、補正予算、人事案件を初め平成22年度一般会計、特別会計、公営企業会計の決算認定など多数の重要案件を長期間にわたりご審議いただくことになっております。さらに、会期中には平成22年度決算審議のため一般会計決算委員会の設置も予定されているところであります。何とぞ議員各位におかれましては格別のご精励を賜り、慎重にご審議の上、適切妥当な結論が得られますようお願いを申し上げます。まことに簡単措辞でございますが、開会のごあいさつといたします。

町長。

~~~~~

### 町長あいさつ

○町長（首藤正弘） 皆さんおはようございます。

平成23年第4回太子町議会定例会（第433回町議会）が開会されるに当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。

梅雨明けから続くこの夏の猛暑もようやく峠を越えた感じがしますが、それでもまだ暑い日々が続いております。議員各位におかれましては、何かとご多忙のところをご健勝にて本会議にご出席いただきましたことに厚くお礼を申し上げます。平素は町行政各般の伸

展にご理解、ご協力を賜っていますこと、まことにご同慶にたえない次第であります。

さて、今期定例会におきましては、提出させていただいております人事を初め、予算、条例並びに各会計の決算などの重要案件の審議をお願い申し上げるものでございます。提出いたしました各案件の内容につきましては後ほど説明させていただきたいと存じますが、何とぞ慎重なるご審議を賜り、原案のとおりご議決いただきますようお願い申し上げます。まことに簡単ではございますが、定例町議会の開会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。

~~~~~

（開会 午前10時02分）

○議長（佐野芳彦） ただいまの出席議員は16名です。定足数に達していますので、ただいまから平成23年第4回太子町議会定例会（第433回町議会）を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配りましたとおりです。

これから日程に入ります。

~~~~~

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（佐野芳彦） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、福井輝昭議員、森田眞一議員を指名します。

~~~~~

日程第2 会期の決定

○議長（佐野芳彦） 日程第2、会期の決定の件を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月27日までの33日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐野芳彦) 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日から9月27日までの
33日間に決定しました。

~~~~~

### 日程第3 諸般の報告

○議長(佐野芳彦) 日程第3、諸般の報告  
を行います。

まず、本日町長から議案等20件が提出され  
ました。したがって、議案等はその件名一覧  
表をつけてお手元に配っておきましたからご  
了承願います。

次に、監査委員から地方自治法第235条の  
2の規定に基づき、平成22年度5月分、平成  
23年度5月分及び6月分の例月出納検査報告  
書が提出されました。したがって、その写し  
をお手元に配っておきましたからご了承願  
います。

次に、平成23年第3回定例会において議決  
され、その取り扱いを議長に一任されてお  
りました30人以下学級実現、義務教育費国庫負  
担制度拡充に係る意見書につきましては、議  
決後直ちに関係方面に提出し、その善処方を  
要望しておきましたのでご了承願います。

次に、地方自治法第121条の規定に基づ  
き、説明のため本定例会に出席を求めまし  
た者の職氏名はお手元に配っております一  
覧表のとおりです。このうち森川勝監査委員  
には本日と定例会3日目、4日目の会議のみ  
出席要求をいたしておりますのでご了承願  
います。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~

日程第4 広報広聴常任委員会の閉会中の 所管事務調査報告

○議長(佐野芳彦) 日程第4、広報広聴常
任委員会の閉会中の所管事務調査報告を行
います。

広報広聴常任委員会から6月23日、7月1
日、7月8日の委員会開催分の所管事務調
査報告書が提出されましたが、既に配付済
みですのでご了承願います。

~~~~~

### 日程第5 総務常任委員会の閉会中の所 管事務調査報告

### 日程第6 経済建設常任委員会の閉会中 の所管事務調査報告

○議長(佐野芳彦) 日程第5、総務常任委  
員会の閉会中の所管事務調査報告から日程第  
6、経済建設常任委員会の閉会中の所管事務  
調査報告までを一括議題とします。

お諮りします。

各常任委員会から閉会中の所管事務調査に  
ついて中間報告を求めたいと思います。ご異  
議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐野芳彦) 異議なしと認めます。

最初に、総務常任委員会の所管事務調査の  
中間報告を求めます。

総務常任委員会委員長服部千秋議員。

○服部千秋議員 皆さんおはようございま  
す。

お手元にお配りしております所管事務調査  
報告書をもとにご報告をさせていただきます  
す。

所管事務調査報告書。

本委員会の調査事件について、会議規則第  
47条の規定により下記のとおり報告いたしま  
す。

1、調査事件名、1、計画的行政運営の推  
進について、2、庁舎問題。

2、調査年月日、平成23年6月9日(木)  
午前10時0分から午後2時0分、平成23年7  
月5日(火)午前8時30分から午後0時  
40分、平成23年7月14日(木)午前10時0分  
から午後3時0分、平成23年7月22日(金)  
午前10時0分から午前11時25分、平成23年8  
月2日(火)午前10時0分から午後4時  
19分。

3、調査の経過及び意見、(1)閉会中の所  
管事務調査について調査しました。

1、「計画的行政運営の推進について」  
は、今後テーマをさらに具体化して調査を進  
めます。9月議会中に開きます委員会におい

て、テーマをどのように具体化するか検討して進めることといたします。

2、「庁舎問題」については、当局は基本構想の策定を進めているが、それに当たっては下記のとおり報告をまとめることといたしました。委員会としてまとめましたので、下記の内容については当局におかれても十分検討され取り入れられるよう提言いたします。委員会としては今後も庁舎問題について調査を進めてまいります。

庁舎問題に対する提言を読み上げます。

#### 1、庁舎建設の基本的な考え方について。

太子町の将来を見据え、コンパクトでコストのかからない、事務所機能を果たす庁舎とすること。オープンフロア、ユニバーサルデザインを取り入れ、他にも利用できる建て方とすること。メンテナンスを考えたコスト安の構築物とすること。できる限り低い建物とすること。住民主体に建物を考え、ワンストップサービス、オープンフロア、エコボイド、太陽光発電、キッズスペース、耐震化（免震構造等）、バリアフリー、貯水槽を検討すること。緑のある庁舎（芝生、ベンチ等）とし、町民が憩え、交流できる場所とすること。町花「ヒマワリ」・町木「サザンカ」の配置を検討すること。駐車場は、通常の業務の適正規模プラス職員駐車場プラス建物に持たせる機能（町民の交流等）を含めた規模とすること。駐輪場は雨天対応等の配慮をすること。防災本部機能を果たせる庁舎とすること。風通し、動線に留意した庁舎とすること。町その他施設の重複を避けること。庁舎敷地は複数の出入り口を設けること。神姫バスの庁舎への乗り入れ等、住民の交通の利便性を検討すること。

#### 2、庁舎内部について。

住民の作品展示や催しのできるスペースを確保すること。喫茶スペースを検討すること。低いカウンターにし、住民が座って職員と話せるようにすること。個別対応の相談スペースを複数設けること。庁舎内の無線化を進めること。障害を持たれた方に配慮した設

計とすること（多目的トイレ等）。金融機関のキャッシュコーナーを設けるなど、町民の利便性を図ること。土日祝日の住民サービス（住民票、印鑑証明等の発行）を検討すること。議場は他の用途にも使用できる設計とし、住民に開かれた、入りやすいものとする。議会ライブ中継を検討すること。議場の配置は従来の配置にとらわれず、柔軟なものとする。議員控室（住民対応等）を複数設けること。

#### 3、庁舎建設の進め方（住民参加のあり方）について。

性急に進めず、幅広い世代の住民の意見を聞き、住民への告知をしっかりと図りながら進めること（何年建設が先走りしない）。行政の説明会には今後は議員も参加できるように進めること。業者の選定方法は慎重に行い、公募型プロポーザル方式も含めて検討すること。町民の中には位置を不安視する意見もある。町民の意見を十分聞く努力を怠らないよう進めること。

以上であります。

最後に、情報については当局は速やかに議会側に説明をされ、議会側が不信感を抱くことのないように申しておきます。

**○議長（佐野芳彦）** 以上で委員長の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**○議長（佐野芳彦）** 質疑なしと認めます。

次に、経済建設常任委員会の所管事務調査の中間報告を求めます。

経済建設常任委員会委員長井川芳昭議員。

**○井川芳昭議員** それでは、所管事務調査報告書を読み上げまして報告といたします。

本委員会の調査事件について、会議規則第47条の規定により下記のとおり報告します。

1、調査事件、1、立岡山北配水池整備事業、2、危険箇所の対策について、3、雨水・排水計画について。

2、調査年月日、平成23年5月17日火曜日午前10時より午前11時40分まで、平成23年6月13日月曜日午前10時より午前11時51分、平成23年7月12日火曜日午前10時より午後1時30分、平成23年8月11日木曜日午前10時より午後3時50分まで。

3、調査の経過及び意見。

1、立岡山北配水池整備事業。

立岡山北配水池整備事業の進捗状況等、上下水道所長より随時説明を受け、PC工法の耐震性、耐久性、工事面での安全対策、仮設タンクの工事完了後の再利用の検討、町内業者の工事への参加の有無、東日本大震災後の工期への影響、立岡山北配水池の基礎の安全面、送水管の入る箇所、推進工法から開削工法への変更、電気関係の制御盤等の製作について質疑を行ってきたが、今後もこの委員会においては立岡山北配水池整備事業の進捗状況に注視して質疑を行っていくこととする。

2、危険箇所の対策について。

山田の太子バイパスインターチェンジ北側の造成地、北側の斜面が2カ所崩れており、今後太子町としてこの造成地をどう見ているのかということ。太子苑東側石積み斜面の落石で石積みに変化があり危険であること。また、マックスバリュ太子店の南側道路の側溝に段差があり危険である。その他当局が把握している危険箇所について、上ノ池（山田）、漏水している状態の新池（原）、新池（山田西）など3カ所の池と原池団地の前のヒナサイ山から出てくる雨水が毎年台風時に道路を越えて水が浸入し、今後の早急な対策が必要であるため、今後も継続して調査をしていく。

3、雨水・排水計画について。

4年前に作成の防災マップにおいてのその後の事業計画の展開について。龍田、鶴飼付近、立岡地区では毎年大雨で冠水する状況の今後の対策について。立岡から新庁舎予定地までの今後の雨水の整備計画。沼田地区で1万メートルを超す農地転用が申請され、大きな施設が建設されるが、雨水処理等の問題は

ないのかの意見があり、今後も継続して調査をしていく。その他、太子町内の危険箇所については、佐用岡周辺の前山のがけ崩れ、交差点での事故多発地点、ため池などについても今後調査をしていくことで確認をした。

以上、報告いたします。

○議長（佐野芳彦） 以上で委員長の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 質疑なしと認めます。

~~~~~

日程第7 福祉文教常任委員会の所管事務調査報告

○議長（佐野芳彦） 日程第7、福祉文教常任委員会の所管事務調査報告を議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。

福祉文教常任委員会委員長井村淳子議員。

○井村淳子議員 おはようございます。

福祉文教常任委員会の調査事件について、会議規則第77条の規定により下記のとおり報告します。

記。1、調査事件名、社会福祉の充実について。

2、調査年月日、平成23年5月18日水曜日午前10時から午後5時9分、平成23年6月10日金曜日午前10時から午後3時36分、平成23年7月11日月曜日午前10時から午後2時34分、平成23年8月10日水曜日午前10時から午後3時25分。

3、調査の経過及び意見。

障害者福祉についてを調査研究した。

太子町障害者計画及び障害福祉計画をもとに、障害者自立支援法に基づく福祉サービスの現況について社会福祉課に説明を求め、太子町における現状を把握した。

平成23年3月31日現在の身体障害者（児）手帳の交付状況は937件、同23年6月7日現在の療育手帳238人、精神障害者保健福祉手

帳85人に交付している。

各委員が障害者（関係者含む）の方より日常の問題点等の聞き取り調査を行い、また車いすを使用して施設等のバリアフリー化について現地調査を行った。調査した課題について以下のとおり報告する。

介護給付について。居宅介護では太子町は身体介護、家事援助ともに月45時間である。姫路市は身体介護、月60時間、家事援助、月90時間で、姫路市のほうが量的に多いが、各自治体の財政規模や財政力による差がある。限られた予算の中で行うので、一方の時間数を増やすと一方の内容が低くなることが起こり得る。ただ、これ以上差ができませんよう、動向を見ながら見直しも進めていきたいとの説明があった。

提言。今後は他の市町との比較においても財政規模や財政力により差が生じていることに一定の理解はするが、利用者が安心して生活ができるように介護給付の時間数の上限の引き上げに努めること。

スポーツ、文化活動の振興について。西播磨福祉地区障害者スポーツ大会が障害者の体力維持、増強や残存機能の向上を図る等の目的で福祉団体と西播磨3町で行われている。町は団体事務局の社会福祉協議会が中心となり、社会福祉課の職員が一緒に準備や当日の競技案内、審判等競技進行を行う。平成22年度太子町の参加者は選手30人、役員13人、その他13人の56人であると説明があった。

提言。障害者が身近なところでスポーツや文化活動に参加できる事業を増やしたり、障害のある者も、ない者も、みんなが自由に集まり過ごせる公園など、社会参加や交流の場の整備充実に努めること。

災害時の避難方法について。現在750名（障害、難病153名）余りの方が災害要援護者として登録している。6月以降、民生委員が要援護者宅に更新を兼ねて登録申請書に避難支持者2名を記入してもらうよう訪問している。また、自治会の自主防災組織にも今後話をしたいと考えている。現在、登録情報は

民生委員を通して得ているが、個人情報細かいところまで入っている。自治会への情報提供を検討しているところであるとの説明があった。

提言。災害は突然やってくる。自治会への災害要援護者の情報の提供について、個人情報保護条例との関係を早急に整理調整して情報の共有化を図り、地域で支え合う体制づくりを推進すること。

医療、リハビリテーションの充実について。西播磨にある児童デイサービスたんぼぼは平成20年4月より事業を開始し、年々申し込みが多くなっている。療育相談についても待ち時間が長くなっている。そうしたことから、保育士を1人採用したり、23年度は医師の相談日を半年間で6回増やすと聞いている。障害福祉サービス受給者証の交付を受けているゼロ歳から12歳未満の児童が対象で、太子町の23年4月の児童デイサービスの利用者は14人である。療育相談の利用は延べ人数で20年度は12人、22年度は17人、4市3町ではそれぞれ145人と168人であった。また、児童デイサービスの利用は延べ人数で20年度は614人、22年度は735人、4市3町ではそれぞれ3,019人と4,722人であるとの説明があった。

提言。開設当初に比べ利用者が多くなり、訓練を必要とする利用者にとって予約がとりにくくなっているのが、現状を踏まえ、県へのサービスの向上についての要望等、必要な対策を講じること。

太子町の療育事業について。太子町は身体障害、知的障害、発達障害、またはその疑いのある児童の自立のため、保健福祉会館において理学、作業、言語、音楽、心理の各療法士による専門的な療法を行っているが、太子町の療育予約も学校終了後に集中してしまうので、あいている時間を利用するとなると授業を早退させねばならない。

提言。集中する時間にもっと療法士等を配置するなど、早退しなくても訓練に参加できるよう体制を整えること。また、各療法士が

該当児童が所属する学校園に出向き、平時の児童の様子も把握し、おのおのの療法に生かしていけるよう対策を講じること。

施設等のバリアフリー化の推進について。各委員が町内の障害者の方々から聞き取り調査し現地を確認したところ、幹線道路の歩道が段差解消されつつあるが、まだまだ未整備なところが多い。また、建物においては、せっかく整備されていてもスロープの傾斜が急であったり、ドアが自動でなかったりして利用しにくいものがある。

提言。障害者や高齢者が安心して移動できるよう、既存の施設や歩行者空間をバリアフリー化するとともに障害者トイレを設置するなど、全体として障害者が利用しやすい環境整備を推進すること。

以上で報告を終わります。よろしくお願いします。

○議長（佐野芳彦） 以上で福祉文教常任委員会委員長井村淳子議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 質疑なしと認めます。

～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第8 報告第3号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

○議長（佐野芳彦） 日程第8、報告第3号健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（佐野芳彦） 本案について報告内容の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 報告第3号健全化判断比率及び資金不足比率の報告について説明させていただきます。

本案件につきましては、地方公共団体の財

政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により、平成22年度決算について実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及び資金不足比率を報告するものでございます。よろしくをお願いします。

○議長（佐野芳彦） 報告内容の説明が終わりました。

以上で報告第3号を終わります。

～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第9 報告第4号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の報告について

○議長（佐野芳彦） 日程第9、報告第4号教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の報告についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（佐野芳彦） 本案について報告内容の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 報告第4号教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の報告について説明を申し上げます。

本案件につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項の規定により、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について報告させていただくものでございます。

○議長（佐野芳彦） 報告内容の説明が終わりました。

以上で報告第4号を終わります。

～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第10 同意第3号 教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

○議長（佐野芳彦） 日程第10、同意第3号教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（佐野芳彦） 本案について提案理由

の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 同意第3号教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて説明を申し上げます。

本案件につきましては、教育委員会の委員をお願いしております井貫正義氏の任期が本年9月30日付をもって満了となることに伴い、引き続き同氏を任命したいため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき町議会の同意を求めるものであります。

井貫氏の経歴は参考資料のとおりであります。教育行政に精通され、人格高潔で人望も厚く、適任者であると考えております。任期は平成23年10月1日から27年9月30日までの4カ年であります。よろしくご審議を賜り、原案のとおり同意いただきますようお願い申し上げます。

○議長（佐野芳彦） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま上程中の議案は同意人事に関する案件ですので、議事の順序を省略して直ちに採決を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 異議なしと認めます。したがって、直ちに採決を行います。

これから同意第3号を採決します。

この採決は無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

（議場閉鎖）

○議長（佐野芳彦） ただいまの出席議員は15名です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって立会人に中薮清志議員、堀卓史議員を指名します。

投票用紙を配ります。

（投票用紙配付）

○議長（佐野芳彦） 念のため申し上げます。

す。本案を可とする方は賛成と、否とする方は反対と記載願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は否とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱点検）

○議長（佐野芳彦） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

職員が氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

（職員点呼、投票）

○議長（佐野芳彦） 投票漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

ただいまから開票を行います。

中薮清志議員、堀卓史議員、開票の立ち会いをお願いします。

（開 票）

○議長（佐野芳彦） 暫時休憩します。

（休憩 午前10時40分）

（再開 午前10時45分）

○議長（佐野芳彦） 再開します。

先ほどの日程第10、同意第3号の教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを投票いたしましたけども、投票に問題がありましたので、先ほどの投票については削除いたしまして、再度投票をさせていただきます。

日程第10、同意第3号教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（佐野芳彦） 本案について提案理由

の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 同意第3号教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて説明を申し上げます。

本案件につきましては、教育委員会の委員をお願いしております井貫正義氏の任期が本年9月30日付をもって満了となることに伴い、引き続き同氏を任命したいため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき町議会の同意を求めるものであります。

井貫氏の経歴は参考資料のとおりであります。教育行政に精通され、人格高潔で人望も厚く、適任者であると考えております。任期は平成23年10月1日から27年9月30日までの4カ年であります。よろしくご審議を賜り、原案のとおり同意いただきますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

○議長（佐野芳彦） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま上程中の議案は同意人事に関する案件ですので、議事の順序を省略して直ちに採決を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 異議なしと認めます。したがって、直ちに採決を行います。

これから同意第3号を採決します。

この採決は無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

（議場閉鎖）

○議長（佐野芳彦） ただいまの出席議員は15名です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって立会人に中薮清志議員、堀卓史議員を指名します。

投票用紙を配ります。

（投票用紙配付）

○議長（佐野芳彦） 念のため申し上げます。本案を可とする方は賛成、否とする方は

反対と記載願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は否とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱点検）

○議長（佐野芳彦） 異状なしと認めます。ただいまから投票を行います。

職員が氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

（職員点呼、投票）

○議長（佐野芳彦） 投票漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

ただいまから開票を行います。

中薮清志議員、堀卓史議員、開票の立ち会いをお願いします。

（開 票）

○議長（佐野芳彦） それでは、投票の結果を報告します。

投票総数 15票です。

投票のうち賛成 15票、反対 0票

以上のとおり全員賛成です。したがって、同意第3号は原案のとおり同意されました。

議場の出入り口を開きます。

（議場開鎖）

~~~~~

## 日程第11 選挙管理委員及び同補充員の選挙

○議長（佐野芳彦） 日程第11、選挙管理委員及び同補充員の選挙を行います。

まず、選挙管理委員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にした

いと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 異議なしと認めます。  
したがって、選挙の方法は指名推選で行う  
ことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名するこ  
とにしたいと思います。ご異議ありません  
か。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 異議なしと認めます。  
したがって、議長が指名することに決定し  
ました。

選挙管理委員に太子町上太田827番地、森  
川正義氏、太子町鵜747番地1、田中勝明  
氏、太子町岩見構330番地5、下村正文氏、  
太子町東南719番地8、飯田慶子氏、以上  
の方を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました森川正義氏、  
田中勝明氏、下村正文氏、飯田慶子氏、以  
上の方は選挙管理委員の当選人と定めるこ  
とにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 異議なしと認めます。  
したがって、ただいま指名しました森川正義  
氏、田中勝明氏、下村正文氏、飯田慶子氏、  
以上の方が選挙管理委員に当選されました。  
追ってご本人には会議規則第33条2項の規定  
により、後ほど文書により当選の告知をいた  
します。

次に、選挙管理委員の補充員の選挙を行  
います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第  
118条第2項の規定によって指名推選にし  
たいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 異議なしと認めます。  
したがって、選挙の方法は指名推選で行うこ  
とに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名するこ  
とにしたいと思います。ご異議ありません  
か。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 異議なしと認めます。  
したがって、議長が指名することに決定し  
ました。

選挙管理委員の補充員、第1順位、太子町  
立岡242番地4、瀧口迪範氏、第2順位、太  
子町佐用岡561番地、奥村秀子氏、第3順  
位、太子町下阿曾106番地、奥田重信氏、第  
4順位、太子町山田514番地、山本令子氏、  
以上の方を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました第1順位、瀧  
口迪範氏、第2順位、奥村秀子氏、第3順  
位、奥田重信氏、第4順位、山本令子氏、以  
上の方を選挙管理委員の補充員の当選人と定  
めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 異議なしと認めます。  
したがって、ただいま指名しました第1順  
位、瀧口迪範氏、第2順位、奥村秀子氏、第  
3順位、奥田重信氏、第4順位、山本令子  
氏、以上の方が順序のとおり選挙管理委員の  
補充員に当選されました。追ってご本人には  
会議規則第33条2項の規定により、後ほど文  
書により当選の告知をします。

お諮りします。

本日の日程第12、議案第34号から日程第  
28、認定第9号までは本日は提案説明のみに  
とどめ、質疑は第3日目以降に行いたいと思  
います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 異議なしと認めます。  
したがって、そのように決定しました。

~~~~~

日程第12 議案第34号 平成23年
度兵庫県太子町一般会計補
正予算（第2号）

○議長（佐野芳彦） 日程第12、議案第34号
平成23年度兵庫県太子町一般会計補正予算

(第2号)を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

○議長(佐野芳彦) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(首藤正弘) 議案第34号平成23年度兵庫県太子町一般会計補正予算(第2号)について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、異動等に伴う人件費の補正、事業執行に伴う関係経費の補正及び地方債の補正であります。

その内容は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億2,112万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を95億7,889万1,000円とするものであります。

歳入予算につきましては、地方交付税、分担金及び負担金、国庫支出金、県支出金、財産収入、繰越金、諸収入及び町債の追加と地方特例交付金、繰入金の減額であります。

次に、歳出予算におきましては、議会費、総務費、民生費、衛生費、労働費、農林水産業費、消防費及び教育費の追加と土木費の減額であります。

また、地方債の補正については、臨時財政対策債の限度額を変更するものであります。

詳細につきましては副町長より説明いたしますので、慎重なる審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げ、提案説明といたします。

○議長(佐野芳彦) 副町長。

○副町長(八幡儀則) ただいま上程されました議案第34号平成23年度兵庫県太子町一般会計補正予算(第2号)について詳細説明を申し上げます。

今回の補正は、主に前年度繰越金の決定による増額と普通交付税、臨時財政対策債発行可能額の決定による増額並びにその算出過程で算定した基準財政収入額を参考に地方特例交付金を補正するものでございます。また、人事異動等による人件費の補正、事業進捗による必要経費の増減を行うものでございま

す。

歳出から説明いたします。

全体を通じて人件費につきましては、市町村職員共済組合と公立学校共済組合の負担率の変更並びに人事異動等による職員給、職員手当等の補正によりまして、総額1,427万3,000円の減額となっております。

20ページをお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目6企画費、節1報酬のまちづくり審議会委員報酬の追加でございますが、これは本町の新庁舎建設事業の進捗に当たり、まちづくり審議会を2回開催する予定にしているものでございます。

22ページをお願いいたします。

目13基金費、節25積立金の3億円の追加は財政調整基金積立金の追加でございますが、普通会計の前年度実質収支額の2分の1以上を積み立てることを規定した地方財政法7条に基づき1億2,000万円を、また普通交付税の追加などにより財源が確保できましたので、任意に1億8,000万円を本基金に積み立てるものでございます。

目23新庁舎建設費は、新しい目をおきまして、その全額を追加するものでございます。まず、節1報酬の新庁舎建設検討委員会委員報酬は、14名による委員会を設置して、本町にふさわしい庁舎の建設に向けてさまざまな角度から検討をいただくものでございまして、3回の開催を予定しております。節13委託料では、新庁舎用地管理委託料と新庁舎建設基本計画策定業務委託料を追加いたしております。用地内の草引き、清掃などをシルバー人材センターへ委託したいと考えております。また、基本構想の見直しや基本計画策定を業務委託する予定でございます。

24ページをお願いいたします。

款3民生費、項1社会福祉費、目2老人福祉費の追加につきましては、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯を対象とした高齢者見守り隊を創設いたします。その創設を連合自治会に委託する予定でございます。システ

ム導入につきましては、この見守り隊が見守る対象者に障害者等を加えた、いわゆる要援護者情報を登録し、地図情報と連携することで災害時における避難支援を迅速に行うために導入するシステム委託料でございます。これらの施策によりまして安全・安心なまちづくりの推進を図りたいと考えております。

目3老人医療費、目4後期高齢者医療費につきましては、平成22年度の医療費等補助金や負担金について精算により返還するもの、追加負担するものでございます。

次に、目6障害者福祉費についてご説明申し上げます。

26ページをお願いいたします。

節13の障害者計画策定委託料につきましては、現行の計画は平成18年度から23年度でございます。今年度で計画期間が終了するため、平成24年度から平成29年度までの計画を策定するものでございます。節18の施設備品購入費につきましては、地域療育の一環で実施しております音楽療法を月に2回実施しておりますが、現在使用しておりますすは幼稚園や小学校で不要となったものを再利用しております。座席面は劣化し、高さも調整できないことから、新たないすを購入する費用を計上いたしております。節20扶助費3,403万6,000円の追加につきましては、決算見込み額と当初予算との差額を補正するものでございます。

28ページをお願いいたします。

項2児童福祉費、目2保育所費、節14使用料及び賃借料につきましては、自動体外式除細動器、いわゆるAEDの借料でございまして、導入時にはなかった小児用AEDの取り扱いが既に始まっていることから、斑鳩保育所と石海保育園に1台ずつリースにて装備する費用でございます。今年10月から翌年3月までの6カ月間のリース料を計上いたしております。幼稚園や児童館におきましても同様に装備したいと考えております。節19負担金補助及び交付金の多子世帯保育所保育料軽減事業補助金は、同一世帯内で18歳未満の子供

が3人以上おり、3人目以降の子供が認可保育所に通っており、かつ世帯の前年所得税の合計額が4万円未満の世帯に対し、月額6,000円を超える保育料に対して、3歳未満児には月額4,500円、3歳以上児には月額3,000円を限度に補助するものでございます。この目には斑鳩保育所と石海保育園の園児に係る補助額72万円を計上いたしております。

次の目3保育所運営費には、同様に私立認可保育園である安養保育園と二葉保育園の園児に係る補助額93万6,000円をお願いいたしております。いずれも県支出金の特定財源で行うものでございます。

続きまして、目7児童館運営費につきまして説明いたします。県補助金によりまして本年度は訪問カウンセリング事業を実施いたします。この事業は、育児に特別な配慮を必要とする家庭支援のために家庭児童相談員が訪問カウンセリングを行い、育児保護者の孤立化の回避、育児環境の向上、児童虐待の防止に努めるものでございます。この事業に要する消耗品費、訪問に使用する自動車購入費等を追加いたしておりますが、事業費全額が子育て支援対策臨時特例交付金の県支出金を財源にして行う予定でございます。公用車がこれによって1台増加となるところですが、今年度に公用車1台のエンジン故障により廃車いたしましたので、現有公用車数には変更はございません。節14使用料及び賃借料につきましては、保育所費でご説明したとおり、児童館にAEDを設置するものでございます。節18備品購入費に計上しております施設備品購入費の追加は、児童館内におむつ交換コーナーや授乳スペースを確保するためのパーテーション及びベビーシートを購入するものでございます。

款4衛生費、項1保健衛生費、目2予防費につきましては、肝炎ウイルス検査受診を個別に促し、早期の発見を目的に無料クーポンを送付して受診喚起を図るものでございます。この事業は平成14年度から開始し、当初

5年間は40歳以上5歳刻みの年齢対象者に受診を促し、その後は40歳以上の未受診者に勧奨してきたところでございます。本年度は過去受診者を除く40歳以上70歳以下の5歳刻みの方に受診勧奨を行う予定でございまして、その諸経費を計上いたしております。

32ページをお願いいたします。

款5労働費、項2雇用対策費、目1緊急雇用対策費、節13委託料につきましては、文化財の出土遺物整理活用作業及び農業振興地域整備計画見直し事業によりまして新たな雇用を創出したいと考えております。

目2ふるさと雇用対策費の下水道施設管理点検事業17万4,000円の追加は、作成中の資産台帳と下水道台帳管理システムとの連携を図るために必要なデータ入力経費を計上いたしております。

款6農林水産業費、項1農業費、目3農業振興費の鳥獣害防止対策協議会補助金は、近年増加傾向にある鳥獣による農産物被害への対策として、地元住民への協力を得て防止さくを設置したり、捕獲器材を整備するものでございます。

34ページの日5農地費、節15工事請負費につきましては、今年度から3カ年の期限つきで実施される兵庫県の緊急ため池整備事業におきまして、本年度に山田西の新池の改修工事が採択を受けたことから、このたび事業費を補正するものでございます。財源内訳は、県補助金が57%、地元負担金が14%で、町の負担金が29%となっております。

36ページをお願いいたします。

款8土木費、項4都市計画費、目2下水道事業費、節28繰出金5,233万円の減額は、下水道事業特別会計と前処理場事業特別会計の補正予算によるものでございます。

款9消防費、項1消防費、目2非常備消防費、節8報償費240万5,000円の追加は、今年度の消防団員の退職者41名が確定したことによる退職報償金の追加をお願いするものでございます。

目4災害対策費の追加につきましては、東

北大震災の被災地の応援には関西広域連合を軸にして役割を分担しているところでございますが、兵庫県及び県下市町は宮城県を担当して人員を派遣いたしております。今後も職員の派遣等の要請が想定されますので、必要となる普通旅費、消耗品費、自動車借料の追加をお願いいたしております。節18備品購入費の60万円の追加は、災害時に備えて無線機を購入するものでございます。本年度には基地局1基と携帯局4台を整備し、順次年次計画で携帯局の充実を図ることとしております。

38ページをお願いいたします。

款10教育費、項4幼稚園費、目1幼稚園管理費、節14使用料及び賃借料16万4,000円の追加は、保育所費や児童館運営で説明いたしましたAEDのリース料でございます。4園すべてに設置いたします。

項5社会教育費、目1社会教育総務費の153万3,000円の追加につきましては、学校支援地域本部設置に係る経費でございます。この支援地域本部は、学校を支援するために学校が必要とする活動について、地域の方々をボランティアとして派遣する組織でございます。

40ページをお願いいたします。

目5文化財保護費、節13委託料の減額につきましては、斑鳩小学校屋内運動場の改築に係る遺跡発掘調査委託料と遺跡測量委託料を減額するもので、入札執行による残金でございます。

42ページをお願いいたします。

項6保健体育費、目2体育館費の補正につきましては、体育館器具庫のシャッターが故障したための修繕料等を追加するものでございます。また、今年度予定しております天井の照明改修につきまして、使用電力の節減の観点から、消費電力が従来の400ワットに比べて190ワットと半分の電力で同等の照度があるセラミックメタル電球を採用して整備することにいたしました。その追加費用をお願いするものでございます。節14使用料及び賃

借料のAEDのリース料でございますが、兵庫国体の際に兵庫県より寄贈されたものを現在まで使用しております。このAEDの耐用年数が到来することから、新規リースにて設置するものでございます。

目3総合公園管理費の補正につきましては、昨年度に実施いたしました陸上競技場の3種公認更新検定を受けた際に日本陸連より指摘を受けた投てきネットの補修や超音波風速計等の備品購入費を計上いたしております。

歳入の説明を申し上げます。

10ページをお願いいたします。

款9地方特例交付金、項1地方特例交付金につきましては、基準財政収入額の算定に伴い、児童手当及び子ども手当特例交付金を1,817万2,000円減額し、減収補てん特例交付金を769万6,000円増額補正するものでございます。子ども手当の支給が9月分までという過程での算定でありましたので、児童手当及び子ども手当特例交付金は再算定が見込まれます。

款10地方交付税につきましては、普通交付税の交付決定による1億1,841万9,000円の追加でございます。基準財政需要額は前年度よりも7,202万2,000円増加しておりますが、町税等の自主財源の減少により基準財政収入額が前年度比で2,412万1,000円減少しております。

款12分担金及び負担金につきましては、それぞれの個人負担金、地元負担金の追加でございます。歳出で計上しております事業費に対する受益者が負担するものでございます。

款14国庫支出金、項1国庫負担金につきましては民生費に係る負担金の追加でございます。12ページに計上しております款15県支出金、項1県負担金につきましても同様の補正でございます。

12ページでございますが、項2国庫補助金につきましては、地域生活支援事業補助金を追加いたしております。同様に県補助金にお

いても補正をいたしております。

款15県支出金、項1県負担金、目2移譲事務市町交付金につきましては、交付決定によるものでございます。

14ページをお願いいたします。

項2県補助金につきましては歳出で申し上げました各事業の特定財源でございまして、それぞれの補助率となっております。

款16財産収入、項1財産運用収入、目1財産貸付収入1,025万3,000円の追加は、大阪ガスより吉福グランド跡地内にガスを埋設したい旨の申し出がありましたことから、町と大阪ガス双方の協議により決定した地役権の設定に係る収入と工事期間中の土地の貸付収入を計上いたしております。これらの収入に関しましては本年度のみの収入となります。

16ページをお願いいたします。

目3不動産売払収入38万9,000円でございますが、東保地内の里道、水路、合計14.69平方メートルを個人に売却した収入でございます。

款18繰入金、項2基金繰入金、目1財政調整基金繰入金の1億2,265万7,000円の減額につきましては、今回の2号補正予算における歳入歳出額の調整により繰入金を補正するものでございます。

款19繰越金は、平成22年度一般会計の出納閉鎖に際しまして実質収支金が2億2,923万9,733円となりましたことから、予算との差額を補正するものでございます。

款20諸収入、項4雑入、目2雑入、節1総務費雑入の協働のまちづくり活動支援事業交付金と節6消防費雑入の防災資機材等整備支援事業交付金はいずれも兵庫県市町村振興協会からの補助金でございまして、交付決定による補正でございます。防犯対策費と災害対策費にそれぞれ充当いたしております。

18ページをお願いいたします。

款21町債につきましては、臨時財政対策債を5,838万7,000円追加するものでございます。普通交付税の算定にあわせまして発行限度額が決定されましたので、現計予算との差

額を補正いたします。

最後に、5ページをお願いいたします。

第2表の地方債補正につきましては、先ほどの臨時財政対策債の限度額の変更でございます。

以上で平成23年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第2号）の詳細説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（佐野芳彦） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

**日程第13 議案第35号 平成23年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）**

○議長（佐野芳彦） 日程第13、議案第35号平成23年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（佐野芳彦） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 議案第35号平成23年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、異動等に伴う人件費の補正、額の確定通知による補正及び前年度精算による補正等であります。

その内容は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億871万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を32億5,752万2,000円とするものであります。

歳入予算につきましては、繰越金の追加と前期高齢者交付金、繰入金の減額であります。

歳出予算としましては、後期高齢者支援金等、前期高齢者納付金等、基金積立金、諸支出金の追加と総務費、介護納付金の減額であります。

詳細につきましては副町長より説明を申し

上げますので、慎重なる審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（佐野芳彦） 副町長。

○副町長（八幡儀則） 先ほど上程されました議案第35号平成23年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、歳出では人事異動等による人件費の補正、社会保険診療報酬支払基金からの額の決定通知があった後期高齢者支援金及び前期高齢者納付金の追加、介護納付金の減額、また歳入歳出の調整による財政調整基金積立金の追加、平成22年度の実績精算による償還金の追加でございます。

一方、歳入では、社会保険診療報酬支払基金から額の決定通知があった前期高齢者交付金の減額、人件費の補正に伴う職員給与費等繰入金及びその他一般会計繰入金及び財政調整基金繰入金の減額と繰越金の追加でございます。

8ページをお願いいたします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費については、人事異動などによる人件費の補正として23万4,000円減額いたしております。

次に、款2保険給付費、項1療養諸費、目1一般被保険者療養給付費は財源更正であります。

款3後期高齢者支援金等62万8,000円の追加、款4前期高齢者納付金等2万4,000円の追加及び10ページの款6介護納付金36万8,000円の減額については、社会保険診療報酬支払基金からの額の確定通知などにより補正をいたしております。

款9基金積立金については、歳入歳出の財源調整をした後に生じた8,038万3,000円を後年度の財政需要に備えるための財政調整基金積立金として追加をいたしております。

款11諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目3償還金については、一般被保険者に係る療養給付費等国庫負担金で2,152万



3,494円、退職被保険者等に係る療養給付費等交付金で671万9,276円、高齢者医療制度円滑運営事業費補助金で3万8,180円をそれぞれ償還するため補正をいたしております。いずれも平成22年度の実績精算による償還金でございます。

歳入についてご説明申し上げます。

6ページをお願いいたします。

款5前期高齢者交付金については、社会保険診療報酬支払基金から通知のあった平成23年度高齢者医療制度及び病床転換助成事業納付金等計算書による額の確定によるもので、114万6,000円を減額いたしております。

款10繰入金、項1他会計繰入金、目一般会計繰入金、節2職員給与費等繰入金については、歳出の一般管理費を減額したことにより23万4,000円減額しております。節5その他一般会計繰入金については、前年度からの繰越金が計上できたことに伴い1,999万9,000円減額いたしております。

項2基金繰入金、目1財政調整基金繰入金についても同様に、繰越金の計上に伴い3,999万9,000円減額いたしております。

款11繰越金、項1繰越金、目1療養給付費等交付金繰越金につきましては、平成22年度退職者医療療養給付費等交付金の実績精算による返還金について、前年度繰越金と区別して充当する必要があるため671万9,000円を追加いたしております。

目2その他繰越金につきましては、平成22年度実質収支額1億7,009万3,672円から療養給付費等交付金繰越金を差し引いた1億6,337万2,000円を追加いたしております。

以上の結果、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億871万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億5,752万2,000円とするものでございます。

以上で平成23年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の詳細説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（佐野芳彦） 提案理由の説明が終わ

りました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

#### 日程第14 議案第36号 平成23年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（佐野芳彦） 日程第14、議案第36号平成23年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（佐野芳彦） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 議案第36号平成23年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第1号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、異動等に伴う人件費の補正と前年度精算等の補正であります。

その内容は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,748万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を16億7,051万7,000円とするものであります。

歳入予算につきましては、繰入金、繰越金の追加であります。

歳出予算としましては、地域支援事業費、基金積立金、諸支出金の追加と総務費、介護サービス事業費の減額であります。

詳細につきましては副町長より説明を申し上げますので、慎重なる審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

○議長（佐野芳彦） 副町長。

○副町長（八幡儀則） ただいま上程されました議案第36号平成23年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第1号）について詳細説明を申し上げます。

7ページをお願いいたします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費については、介護保険担当職員の異動によるものとして、節2給料で57万7,000円の減額、節3職員手当等で61万5,000円増額し、節4共済費で15万9,000円減額、節7賃

金で嘱託職員の賃金を1万4,000円減額し、合わせて13万5,000円減額いたしております。

款3介護サービス事業費、項1介護サービス事業費、目1介護サービス事業費については、介護保険担当職員の異動によるものとして、節3職員手当等で1万4,000円、節4共済費で3万5,000円減額し、合わせて4万9,000円減額いたしております。

款4地域支援事業費、項2包括的支援事業費、目1包括的支援事業費については、介護保険担当職員の異動によるものとして、節2給料で13万8,000円、節3職員手当等で58万4,000円追加し、節4共済費で5万7,000円減額し、節19負担金補助及び交付金で3万1,000円追加し、合わせて69万6,000円追加いたしております。

9ページをお願いいたします。

款5基金積立金、項1基金積立金、目1基金費については、平成22年度の介護保険料の剰余金を基金に積み立て、平成23年度以降の給付費の財源に充てるため6万5,000円追加いたしております。

款9諸支出金、項1償還金、目1償還金については、平成22年度事業精算の結果、国庫、県費、支払基金への返還金として1,691万1,000円計上いたしております。

歳入について説明を申し上げます。

5ページをお願いいたします。

款8繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金については、平成22年度からの繰越金のうち事務費繰入金精算分と平成22年度事業過年度精算分と異動等による給料等の分を合わせて1,694万円増額いたしております。

款9繰越金、項1繰越金、目1繰越金については、平成22年度からの繰越金として54万8,000円を追加いたしております。

以上で議案第36号平成23年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第1号）についての詳細説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（佐野芳彦） 提案理由の説明が終わりました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第15 議案第37号 平成23年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長（佐野芳彦） 日程第15、議案第37号平成23年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（佐野芳彦） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 議案第37号平成23年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、異動等に伴う人件費と過年度保険料納付金等の補正であります。

その内容は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を2億5,321万7,000円とするものであります。

歳入予算につきましては、前年度繰越金を追加し、また財源調整のため一般会計繰入金を減額しております。

歳出予算につきましては、一般管理費において異動等に伴う人件費の減額と平成23年4月、5月の保険料の収納分であります。過年度分の保険料納付金を追加しております。

よろしく審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明いたします。

○議長（佐野芳彦） 提案理由の説明が終わりました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第16 議案第38号 平成23年度兵庫県太子町下水道事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（佐野芳彦） 日程第16、議案第38号

平成23年度兵庫県太子町下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（佐野芳彦） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 議案第38号平成23年度兵庫県太子町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、異動等に伴う人件費の補正と事業執行に伴う関係経費の補正であります。

その内容は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ281万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を15億9,509万円とするものであります。

歳入予算につきましては、繰入金の減額、繰越金の追加であります。

歳出予算につきましては、下水道費、一般管理費において異動等に伴う人件費の補正と公共ます、雨水幹線等の修繕料を追加し、また公共下水道事業費においては異動等に伴う人件費を減額しております。

よろしく審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。

○議長（佐野芳彦） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第17 議案第39号 平成23年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（佐野芳彦） 日程第17、議案第39号平成23年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（佐野芳彦） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 議案第39号平成23年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計補正予算（第1号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、異動等に伴う人件費の補正と事業執行に伴う関係経費の補正であります。

その内容は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ119万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を9,759万9,000円とするものであります。

歳入予算につきましては、繰入金の減額と繰越金の追加であります。

歳出予算につきましては、前処理場費において異動等に伴う人件費を減額しております。

よろしく審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。

○議長（佐野芳彦） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

**日程第18 議案第40号 平成23年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第2号）**

○議長（佐野芳彦） 日程第18、議案第40号平成23年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（佐野芳彦） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 議案第40号平成23年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第2号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、異動等に伴う人件費の補正であります。

その内容につきましては、収益的支出において職員の異動等により4万1,000円を減額し、収益的支出総額を4億9,516万9,000円とするものであります。資本的支出においては、職員の異動等により120万2,000円を追加

し、総額として7億8,779万8,000円としております。また、資本金収入、支出の不足額については、過年度分損益勘定留保資金で補てんすることとしております。

よろしく審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（佐野芳彦） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第19 議案第41号 太子町税条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長（佐野芳彦） 日程第19、議案第41号太子町税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（佐野芳彦） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 議案第41号太子町税条例等の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案件につきましては、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律が平成23年6月30日に公布施行されたことに伴い、関連する本条例等を改正するものであります。

主な改正の内容としましては、寄附金税額控除等寄附金税制の拡充や平成22年度及び平成23年度税制改正における国税関係の罰則の見直しを踏まえた罰則規定の見直し、上場株式の配当、譲渡所得の軽減税率の適用期限の延長等でございます。

詳細につきましては副町長より説明申し上げますので、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（佐野芳彦） 副町長。

○副町長（八幡儀則） ただいま上程されま

した議案第41号太子町税条例等の一部を改正する条例の制定について詳細説明を申し上げます。

現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律が平成23年6月30日に公布並びに施行されたことに伴い、このたび町税条例を改正するものでございます。

また、このたびの改正につきましては、平成20年条例第15号の太子町税条例の一部を改正する条例及び平成22年条例第11号の太子町税条例の一部を改正する条例、それぞれの附則部分を改正するために3条構成となっております。

まず最初に、第26条第1項に規定する町民税の納税管理人に係る不申告に関する過料に係る改正事項についてご説明申し上げます。

これは、平成22年度及び平成23年度税制改正における国税の罰則規定の見直しの内容を踏まえ、このたび地方税に関する罰則規定につきましても見直しが行われたため、過料を3万円以下から10万円以下に引き上げております。町税に係る過料は実際には科していませんが、総務省から示された条例準則に従い、このたび改正したものでございます。

また、町税条例で規定する過料につきましては、このたびの改正で一律3万円以下から10万円以下に改正しており、追加条文として第100条の2、たばこ税に係る不申告に関する過料、第105条の2、鉱産税に係る不申告に関する過料、第139条の2、特別土地保有税に係る不申告に関する過料を3条追加いたしております。

次に、第34条の7に規定する寄附金税額控除に係る改正事項についてご説明申し上げます。

これは、改正前の条例では寄附金税額控除の具体的な算定方法について条文で規定していたところでございますが、改正後の条例におきましては地方税法第314条の7で具体的な算定方法が規定されているため、この算定方法に係る部分を削除いたしております。

また、改正前の条例では、都道府県、市町村または特別区に対する寄附金、２番として共同募金会また日本赤十字社に対する寄附金、社会福祉法人に対する寄附金を対象としていましたが、このたびの条例準則どおり、独立行政法人、公益社団法人、学校法人等を追加しており、これに加え、認定ＮＰＯ法人以外のＮＰＯ法人に対する寄附金も対象としております。今後、兵庫県及び近隣市町の条例指定の動向を踏まえ、適時本町におきましても条例指定を行ってまいります。

なお、本則では具体的な算定方法に係る規定はありませんが、地方税法314条の７において寄附金税額控除の適用下限額が5,000円から2,000円に引き下げられており、市民公益税制の強化が図られております。

次に、第36条の２の改正事項についてご説明申し上げます。

ここでは、新条例第34条の７の改正を踏まえ、引用条項に変更が生じたことによる条文の整理を行い、認定ＮＰＯ法人以外のＮＰＯ法人に対する寄附金に係る寄附金税額控除を受けようとする場合、当該年度の３月15日までに地方税法施行規則に規定する申告書を提出しなければならない規定を追加いたしております。

次の第36条の３から第151条までの改正事項につきましては、罰則規定を除き、いずれも関係法令が改正されたことによる条文の整理を行っております。

次に、附則第７条の４に規定する寄附金税額控除における特例控除額の特例に係る改正事項についてご説明申し上げます。

これは、第34条の７に規定する寄附金税額控除に係る改正事項と同様、改正前の条例では寄附金税額控除の具体的な算定方法について条文で規定していたところでございますが、改正後の条例におきましては地方税法314条の７で具体的な算定方法が規定されているため、この算定方法に係る部分を削除いたしております。

次に、附則第８条に規定する肉用牛の売却

による事業所得に係る町民税の課税の特例に係る改正事項についてご説明申し上げます。

ここでは、地方税法附則第８条が改正されたことによる引用条項等の条文の整理を行っております。

また、寄附金税額控除と同様、改正前の条例では肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例について具体的な算定方法を規定しておりましたが、改正後の条例においては地方税法附則第６条で具体的な算定方法が規定されているため、この算定方法による部分を削除いたしております。

なお、特例対象期間を平成24年度から27年度まで拡充いたしております。

次に、附則第10条の２に規定する新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告に係る改正事項についてご説明申し上げます。

ここでは、高齢者の居住の安定確保に関する法律が改正されたことによる引用条項等の条文の整理を行っております。

次に、附則第16条の３に規定する上場株式等に係る配当所得に係る町民税の課税の特例に係る改正事項についてご説明を申し上げます。

ここでは、第34条の７及び附則第７条の４が改正されたことによる引用条項等の条文の整理を行っております。この後の附則第16条の４から附則第20条の４に係る改正事項につきましても、これと同様の条文整理を行っております。

次に、別表の改正事項についてご説明申し上げます。

別表につきましては、引用条項の部分を改正しております。第34条の７において、認定ＮＰＯ法人以外のＮＰＯ法人につきましては町長が別に定めることとしておりますが、当面兵庫県及び近隣市町のＮＰＯ法人等の条例指定が予定されていないことから別表を掲げておりません。今後、兵庫県及び近隣市町の条例指定の動向を踏まえ、適時本町におきましても条例指定を行ってまいります。

次に、第2条関係の太子町税条例の一部を改正する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

これは、平成20年条例第15号の太子町税条例の一部を改正する条例の附則部分を改正するものでございます。

上場株式等の配当、上場株式等の譲渡益及び条約適用利子等の町民税の課税の特例について、平成23年12月31日をもって特例の廃止が決定されていましたが、平成25年12月31日までの2年間延長された事項をそれぞれ改正いたしております。

次に、第3条関係の太子町税条例の一部を改正する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

これは、平成22年条例第11号太子町税条例の一部を改正する条例の附則部分を改正するものでございます。

1つは、非課税口座内上場株式等の譲渡に係る町民税の所得計算の特例について、平成25年1月1日から施行とされていたものを平成27年1月1日から施行することと改正するものでございます。

もう一つは、先の事項を踏まえ、平成25年度以降の町民税について適用するとされていたものを平成27年度から適用することと改正するものでございます。

次に、附則についてご説明を申し上げます。

まず最初に、施行期日についてご説明申し上げます。

新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告の改正規定は、高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律施行の日の平成23年10月20日からとなります。改正後の条例における罰則規定につきましては、この条例の公布の日から起算して2カ月を経過した日となります。

また、認定NPO法人以外のNPO法人に対する寄附金に係る寄附金税額控除を受けようとする場合は、3月15日までに地方税法施

行規則第5条の5の3様式による申告書を町長に提出しなければならない改正規定等は平成24年1月1日からとなります。

また、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例の改正規定等は平成25年1月1日からとなります。

最後に、改正後の条例の施行が円滑に施行されるよう、附則第2条から附則第5条に規定していますとおり、新旧条例等の適用関係に関する規定、旧条例による行為の効力に関する規定などの経過規定を置いております。

以上で詳細説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（佐野芳彦） 提案理由の説明が終わりました。

この際、暫時休憩します。

再開は1時10分とします。

（休憩 午後0時03分）

（再開 午後1時08分）

○議長（佐野芳彦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第20 認定第1号 平成22年度
兵庫県太子町一般会計歳入
歳出決算の認定について

日程第21 認定第2号 平成22年度
兵庫県太子町国民健康保険
特別会計歳入歳出決算の認
定について

日程第22 認定第3号 平成22年度
兵庫県太子町介護保険特別
会計歳入歳出決算の認定に
ついて

日程第23 認定第4号 平成22年度
兵庫県太子町老人保健特別
会計歳入歳出決算の認定に
ついて

日程第24 認定第5号 平成22年度
兵庫県太子町後期高齢者医
療特別会計歳入歳出決算の
認定について

日程第25 認定第6号 平成22年度

兵庫県太子町墓園事業特別
会計歳入歳出決算の認定に
ついて

日程第 2 6 認定第 7 号 平成 2 2 年度
兵庫県太子町下水道事業特
別会計歳入歳出決算の認定
について

日程第 2 7 認定第 8 号 平成 2 2 年度
兵庫県太子町前処理場事業
特別会計歳入歳出決算の認
定について

日程第 2 8 認定第 9 号 平成 2 2 年度
兵庫県太子町水道事業会計
決算の認定について

○議長（佐野芳彦） 日程第20、認定第1号
平成22年度兵庫県太子町一般会計歳入歳出決
算の認定についてから日程第28、認定第9号
平成22年度兵庫県太子町水道事業会計決算の
認定についてまでを一括議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（佐野芳彦） 順次、提案理由の説明
を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 認定第1号から第9号
までの各会計決算の認定について一括して説
明を申し上げます。

まず最初に、認定第1号平成22年度兵庫県
太子町一般会計歳入歳出決算の認定について
説明を申し上げます。

決算の概要としましては、歳入総額98億
5,535万7,554円、歳出総額95億4,036万
7,821円、歳入歳出差し引き額は3億1,498万
9,733円であり、繰越明許費として翌年度に
繰り越すべき財源8,575万円を差し引いた実
質収支額は2億2,923万9,733円となっております。

歳入については、予算額105億5,616万
1,000円、調定額102億8,029万1,838円に対
し、収入済額98億5,535万7,554円、不納欠損
額2,527万1,603円、収入未済額3億9,966万
2,681円でございます。

また、歳出については、予算額105億
5,616万1,000円に対し、支出済額95億
4,036万7,821円、翌年度繰越額6億3,521万
9,000円、不用額3億8,057万4,179円となっ
ております。

続きまして、認定第2号平成22年度兵庫県
太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の
認定について説明を申し上げます。

歳入歳出決算額は、歳入総額32億5,856万
7,297円に対し、歳出総額30億8,847万
3,625円で、歳入歳出差し引き額は1億
7,009万3,672円となっております。

歳入については、予算額31億6,346万
1,000円、調定額35億3,283万4,800円に対
し、収入済額32億5,856万7,297円、不納欠損
額1,202万5,810円、収入未済額2億6,224万
1,693円でございます。

また、歳出については、予算額31億
6,346万1,000円に対し、支出済額30億
8,847万3,625円、不用額7,498万7,375円とな
っております。

次に、認定第3号平成22年度兵庫県太子町
介護保険特別会計歳入歳出決算の認定につい
て説明を申し上げます。

歳入歳出決算額は、歳入総額15億786万
1,799円に対し、歳出総額15億731万2,575円
で、歳入歳出差し引き額は54万9,224円とな
っております。

歳入については、予算額15億7,061万円、
調定額15億2,973万9,235円に対し、収入済額
15億786万1,799円、不納欠損額98万395円、
収入未済額2,089万7,041円でございます。

また、歳出については、予算額15億
7,061万円に対し、支出済額15億731万
2,575円、不用額6,329万7,425円となってお
ります。

次に、認定第4号平成22年度兵庫県太子町
老人保健特別会計歳入歳出決算の認定につい
て説明を申し上げます。

歳入歳出決算額は、歳入総額486万5,395円
に対し、歳出総額486万5,395円で、歳入歳出
差し引き額は0円となっております。

歳入については、予算額901万7,000円に対し、調定額、収入済額ともに486万5,395円でございます。

また、歳出については、予算額901万7,000円に対し、支出済額486万5,395円で、不用額は415万1,605円となっております。

当決算をもちまして兵庫県太子町老人保健特別会計を廃止いたします。

次に、認定第5号平成22年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について説明を申し上げます。

歳入歳出決算額は、歳入総額2億4,615万3,958円に対し、歳出総額2億4,091万3,727円で、歳入歳出差し引き額は524万231円となっております。

歳入については、予算額2億4,903万6,000円、調定額2億4,733万5,843円に対し、収入済額2億4,615万3,958円、不納欠損額40万7,204円、収入未済額77万4,681円でございます。

また、歳出については、予算額2億4,903万6,000円に対し、支出済額2億4,091万3,727円で、不用額812万2,273円となっております。

次に、認定第6号平成22年度兵庫県太子町墓園事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明を申し上げます。

歳入歳出予算額は、歳入総額1,943万9,122円に対し、歳出総額1,569万9,261円で、歳入歳出差し引き額は373万9,861円となっております。

歳入については、予算額1,634万3,000円、調定額1,949万6,122円に対し、収入済額1,943万9,122円、収入未済額5万7,000円でございます。

また、歳出については、予算額1,634万3,000円に対し、支出済額1,569万9,261円で、不用額は64万3,739円となっております。

次に、認定第7号平成22年度兵庫県太子町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明を申し上げます。

歳入歳出決算額は、歳入総額15億7,028万9,069円に対し、歳出総額15億2,011万6,761円で、歳入歳出差し引き額は5,017万2,308円となっております。

歳入につきましては、予算額15億8,286万5,000円、調定額16億1,114万3,821円に対し、収入済額15億7,028万9,069円、不納欠損額55万7,125円、収入未済額4,029万7,627円でございます。

また、歳出については、予算額15億8,286万5,000円に対し、支出済額15億2,011万6,761円、不用額6,274万8,239円となっております。

次に、認定第8号平成22年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明を申し上げます。

歳入歳出決算額は、歳入総額1億879万8,813円に対し、歳出総額1億402万1,047円で、歳入歳出差し引き額は477万7,766円となっております。

歳入については、予算額1億822万3,000円に対し、調定額、収入済額とも1億879万8,813円でございます。

また、歳出については、予算額1億822万3,000円に対し、支出済額1億402万1,047円で、不用額は420万1,953円となっております。

最後に、認定第9号平成22年度兵庫県太子町水道事業会計決算の認定について説明を申し上げます。

平成22年度の収益的収入は、給水量におきまして大口使用者の使用水量の大幅な減少があったため、事業収益においては収益全体として前年度対比9.0%の減収となりました。

また、事業費用においては、営業費用で2.1%の減、営業外費用での4.6%の減により、費用全体として前年度対比3.8%の減となりました。

その結果、収益的収支といたしまして、収入総額4億4,662万2,487円に対し、支出総額4億4,635万2,210円で、純利益は27万277円となりました。

一方、資本的収支におきましては、立岡山北配水池の実施設計や更新工事等を行いました。

その結果、資本的収支の収入総額1,087万円に対し、支出総額3億8,964万9,333円で、不足する額3億7,877万9,333円は当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金及び減債積立金で補てんしております。

以上、9会計の決算案件についての説明を終わらせていただきますが、詳細につきましては副町長、経済建設部長よりそれぞれ説明を申し上げますので、認定いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（佐野芳彦） 副町長。

○副町長（八幡儀則） 先ほど上程されました認定第1号平成22年度兵庫県太子町一般会計歳入歳出決算の認定について詳細説明を申し上げます。

まず、主要施策の成果に関する調書に記載しております事項につきましては重複説明になっている箇所もあろうかと思いますが、ご了承いただきたいと思っております。

歳出からご説明申し上げます。

全体を通して人件費につきましては15億5,019万円で、前年度比で0.8%増となっております。職員給は減となっておりますが、それを上回る地方公務員共済組合等の負担率の引き上げによるものでございます。

それでは、56ページをお願いいたします。

款1議会費、項1議会費、目1議会費、節10交際費につきましては、慶弔費が6件で10万500円、賛助費が1件で5,500円となっております。

58ページをお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節10交際費につきましては、渉外費31件で53万1,815円、慶弔費66件で71万2,500円、賛助費40件で46万円、その他5件で6万7,497円となっております。

64ページをお願いいたします。

目5財産管理費、節11需用費、修繕料におきまして、役場本庁舎外部等改修工事で2階南側サッシ交換等修繕を行い、364万3,500円を支出しております。

78ページをお願いいたします。

項4選挙費につきましては、前年度比、衆議院議員選挙、兵庫県知事選挙を執行しましたが、22年度は参議院議員選挙の執行と県議会議員選挙と町議会議員選挙の準備をし、また国民投票の投票人名簿システム構築業務を実施いたしました。総額で917万1,704円の減となっております。

84ページをお願いいたします。

項5統計調査費、目2指定統計調査費につきましては、うち1,202万8,000円は平成22年度国勢調査、16万1,055円は工業統計調査、5,292円は経済センサス調査区管理、3万5,000円は人口動態調査事業、1万7,000円は世界農林業センサス事業、2万1,000円はその他指定統計調査事務にそれぞれ支出したものでございます。

88ページをお願いいたします。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、節28繰出金1億7,090万5,974円につきましては、国民健康保険特別会計への繰出金でございます。その内訳といたしまして、法定分の繰り出しとして保険基盤安定に1億636万737円、職員給与費等に4,362万8,904円、出産育児一時金に1,171万3,333円、財政安定化支援事業に920万3,000円となっており、本年度についても前年度同様国保会計の財政が安定していたため、財源補てんのための繰り出しは行っておりません。繰出金総額は前年度と比較して1,056万3,737円の微増となっております。

90ページをお願いいたします。

目2老人福祉費、節28繰出金2億1,859万6,275円につきましては、介護保険特別会計への繰出金でございます。その内訳といたしまして、介護給付費に1億5,114万2,344円、職員給与費等に6,152万5,792円、償還金に592万8,139円となっております。

92ページをお願いいたします。

目 4 後期高齢者医療費、節28繰出金 4,697万1,285円につきましては、後期高齢者医療特別会計への繰出金でございます。その内訳といたしまして、保険基盤安定に 3,229万3,819円、事務費に1,467万7,466円となっております。

104ページをお願いいたします。

項 2 児童福祉費、目 3 保育所運営費、節19負担金補助及び交付金のうち子育て支援対策臨時特例交付金保育所等整備事業補助金 1,393万8,000円につきましては、保育所緊急整備事業として実施した二葉保育園への大規模床修繕に伴う補助金でございます。

108ページをお願いいたします。

目 7 子ども手当費、節20扶助費の子ども手当 7億2,997万6,000円につきましては、次代の社会を担う子育てを支援するため、中学校修了前までの子供 1 人につき月額 1 万 3,000円の子ども手当を支給したことによるものでございます。

116ページをお願いいたします。

款 4 衛生費、項 1 保健衛生費、目 2 予防費、節13委託料のうち子宮頸がん予防ワクチン接種助成事業委託料622万9,210円、小児細菌性髄膜炎予防接種助成事業委託料607万 8,730円、小児肺炎球菌ワクチン接種助成事業委託料654万307円につきましては、22年度より新規事業として全額公費で実施しております。また、日本脳炎接種委託料1,859万 527円につきましては、ワクチンの副反応により平成17年から接種勧奨を控えていましたが、新しくワクチンが開発されたことにより改めて接種勧奨を行ったことなどにより、委託料全体で昨年度より3,723万5,149円の増となっております。

122ページをお願いいたします。

款 5 労働費、項 2 雇用対策費、目 1 緊急雇用対策費、節13委託料及び目 2 ふるさと雇用対策費、節13委託料ですが、下水道施設管理点検事業として、資産整理を行うための委託料として、緊急雇用対策費で404万2,500円、

ふるさと雇用対策費で804万60円を支出いたしております。

124ページをお願いいたします。

款 6 農林水産業費、項 1 農業費、目 1 農業委員会費、節10交際費 4 万 6,800円は、慶弔費 2 件の支出となっております。

128ページをお願いいたします。

目 5 農地費、節13委託料のうち土壤汚染カドミウム検査料25万8,300円につきましては、県指定検査機関において糸井・矢田部地内土壤41検体のカドミウム検査を実施したものでございます。また、糸井南地内客土工事委託料 1 億551万3,450円につきましては、地内圃場約8,100平方メートルの土壤入れかえ工事を兵庫県土地改良事業団体連合会に委託したものでございます。節19負担金補助及び交付金のうち県営上之池改修事業負担金 1,406万9,884円は、兵庫県が実施するため池堤体の老朽化による漏水防止と堤体の安定を図るための工事に対する負担分でございます。

農地・水・環境保全推進協議会負担金 187万5,250円につきましては、農地・水・環境保全向上対策事業の本町負担分でありまして、同協議会より農業資源を保全する活動に取り組む町内14自治会組織に対して交付されております。

136ページをお願いいたします。

款 8 土木費、項 2 道路橋りょう費、目 2 道路維持費、節15工事請負費1,344万4,350円につきましては、沖代線舗装補修及び歩道補修ほか数路線の道路補修工事等を実施したものでございます。

138ページをお願いいたします。

目 4 幹線道路整備事業費、節15工事請負費のうち揖保線道路改良工事費 1 億9,023万 5,850円につきましては、沖代、吉福地内で揖保線道路改良工事国庫補助事業分（その 1）の3,118万2,900円と同改良工事（その 2）の7,147万4,550円及び同改良工事（その 3）の8,757万8,400円の各工区に分け道路改良工事を実施したものでございます。

140ページをお願いいたします。

項4都市計画費、目2下水道事業費、節28繰出金ですが、下水道事業特別会計に8億3,000万円を繰り出し、前処理場特別会計へは9,839万円を繰り出し、合わせて9億2,839万円を繰り出し、前年度比13%の増となっております。

141ページをお願いいたします。

目4公園事業費、節15工事請負費4,508万2,800円につきましては柳池総合公園造成外工事費で、補助分3,200万円、単独分1,308万2,800円でございます。節17公有財産購入費3,787万2,532円につきましては総合公園南部のため池の買収を行ったもので、ため池2筆、面積3,169.95平方メートルでございます。

144ページをお願いいたします。

目5土地区画整理事業費、節13委託料283万5,000円につきましては、JR網干駅西南地区の土地区画整理組合設立に係る認可申請書作成ほか業務委託をしたものでございます。

款9消防費、項1消防費、目2非常備消防費、節10交際費につきましては、慶弔費5件で4万5,500円、その他1件で5,000円、計5万500円となっております。

148ページをお願いいたします。

目3消防施設費、節19負担金補助及び交付金のうち消防施設整備費補助金238万円は、消火栓を沖代自治会が1基、小型動力ポンプを常全自治会が購入、その他消火栓器具として15自治会がそれぞれ補助しております。

目4災害対策費につきましては、J-A L E R T整備工事費に155万1,900円、龍田地区で実施した防災訓練経費に44万4,562円、新型インフルエンザの対策経費に31万8,465円、去る3月11日に発生しました東日本大震災に係る応急給水活動に106万9,068円などにそれぞれ支出したものでございます。

150ページをお願いいたします。

款10教育費、項1教育総務費、目1教育委員会費、節10交際費6万4,000円につしまし

ては教育委員会交際費でございます。その内訳としましては、慶弔費10件5万円、渉外費2件1万4,000円となっております。

156ページをお願いいたします。

項2小学校費、目1学校管理費、節15工事請負費のうち斑鳩小学校屋内運動場改築工事費4,000万円につきましては屋内運動場改築に係る前払い金でございます。

続きまして、158ページをお願いいたします。

斑鳩小学校南棟校舎耐震補強工事費1億4,542万800円につきましては、鉄骨補強ブレースや耐震壁の設置による校舎の耐震化工事を実施いたしました。また、あわせて地球温暖化対策の推進や環境教育への活用を図るため太陽光発電設備の設置工事を行ったものでございます。なお、平成21年度繰越明許費を事業費に充てております。

目2教育振興費、節7賃金のうちスクールアシスタント賃金4名分の407万8,000円につきましては、注意欠陥・多動性障害等により行動面に特別な配慮や指導が必要な児童への教育支援を行うため各小学校にスクールアシスタントを配置したものでございます。

164ページをお願いいたします。

項3中学校費、目1学校管理費、節15工事請負費978万1,852円につきましては、太子東中学校における生徒増による教室不足に対応するためプレハブ校舎の改修工事を実施した経費でございます。

176ページをお願いいたします。

項5社会教育費、目3青少年教育費、節13委託料のうち学童保育園システム導入委託料493万5,000円につきましては、学童保育園システムを新たに構築したことによる増でございます。

188ページをお願いいたします。

目7会館管理費、節15工事請負費のうち112万9,800円につきましては、すべてのお客様が利用しやすいように公共施設のバリアフリー化を図る一環としてオストメイトトイレを設置した費用でございます。

198ページをお願いいたします。

項6保健体育費、目3総合公園管理費、節15工事請負費2,466万3,450円につきましては陸上競技場3種公認更新に伴う改修工事で、国の地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業を活用したものでございます。

199ページをお願いいたします。

款11災害復旧費、項4公共土木施設災害復旧費、目1道路橋りょう災害復旧費につきましては、うち131万8,800円は平成22年5月23日の大雨により佐用岡前山東面において、災害が発生したことによる災害復旧工事費、11万250円は同年7月1日の大雨により佐用岡前山北面において、災害が発生したことによる災害復旧工事費をそれぞれ支出したものでございます。

引き続きまして、歳入の詳細説明に移らせていただきます。

全体を通しまして、景気の低迷により町税は前年度比3.8%減となっております。また、国庫支出金の減、各種交付金においても減少しており、地方交付税の大幅な増加によって昨年度歳入総額を上回る結果となっておりますが、依然厳しい財政状況でございます。

それでは、12ページをお願いいたします。

款1町税、項1町民税、目1個人町民税につきましては、収入済額が14億7,782万1,629円で、前年度対比10.0%の減となっております。所得の減により調定額についても9.3%減となっております。

目2法人町民税につきましては、収入済額は1億7,940万3,800円で、前年度対比3.8%の増となっております。これにつきましては、リーマン・ショックで落ちた企業の業績が若干回復したことによるものと思われま

す。

項2固定資産税につきましては、収入済額20億1,853万599円で、前年度対比1.4%の減となっております。

項3軽自動車税につきましては、収入済額6,745万2,263円で、前年度とほぼ同額となっ

ております。

項4町たばこ税につきましては、収入済額は2億1,008万1,227円で、前年度対比18.2%の増となっております。これにつきましては税率の改正等によるものでございます。

20ページをお願いいたします。

款12分担金及び負担金、項1負担金、目2農林水産業費負担金、節1農業費負担金のうち立岡周辺土壤汚染対策土地改良事業原因者負担金60万円につきましては、従来から実施しております玄米のカドミウム検査に係る負担金でございます。また、糸井南地内容土工事原因者負担金1億1,113万9,950円につきましては、歳出の際に申し上げました土壌入れかえ工事に係る負担金でございます。

28ページをお願いいたします。

款14国庫支出金、項2国庫補助金、目4土木費国庫補助金、節1道路橋りょう費補助金のうち1億395万円につきましては、都市計画道路揖保線道路整備事業に係る社会資本整備総合交付金であり、事業費に対して10分の5.5の交付額となっております。次に、長寿命化修繕計画策定事業費補助金55万円につきましては、橋梁長寿命化修繕計画策定事業に係る交付金で、同じく補助率は10分の5.5となっております。また、節2都市計画費補助金のうち社会資本整備総合交付金2,100万円につきましては都市公園事業に係る交付金であり、用地取得の場合、事業費に対しまして3分の1、施設費に対しましては2分の1相当額が補助されております。都市公園事業費補助金765万円は前年度繰越分でございます。

目5教育費国庫補助金、節1学校費補助金のうち地域活性化・公共投資臨時交付金4,523万2,000円及び安全・安心な学校づくり交付金9,044万円につきましては、斑鳩小学校校舎耐震補強及び太陽光発電設備設置工事に係る国庫補助金でございます。

40ページをお願いいたします。

項3委託金、目1総務費委託金、節3選挙費委託金については、今年度は参議院議員選

挙の執行と兵庫県議会議員選挙の準備費用が計上され、前年度対比で1,000万1,061円の減となっております。節4統計調査費委託金1,202万8,000円につきましては、平成22年国勢調査に係る県委託金でございます。

44ページをお願いいたします。

款17寄附金、項1寄附金、目2衛生費寄附金、節1保健衛生事業寄附金につきましては、レジ袋削減に対します企業より申し出があった寄附金22万7,848円でございます。

以上で認定第1号平成22年度兵庫県太子町一般会計歳入歳出決算の認定についての詳細説明を終わらせていただきます。

続きまして、認定第2号平成22年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について詳細説明を申し上げます。

22ページの歳出から説明を申し上げます。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は、国保事業の運営に要する人件費並びに事務処理に要する経常的経費でございます。前年度に比べまして約250万円増加しておりますが、主な要因は会社都合などにより失業して国保に加入した非自発的失業者に対して保険税の減免措置を行うためのシステム改修委託料157万5,000円によるものであります。当該委託料は全額国庫補助されております。

24ページをお願いいたします。

款2保険給付費につきましては、目1一般被保険者療養給付費は16億3,079万9,400円で、前年度より保険者負担分は5,629万2,420円増加しております。入院においては件数、日数は若干の減となっているものの費用額は増となっております。高額医療化により1件当たりのレセプトの点数が伸びているものと考えております。入院外、歯科、調剤、訪問看護においては、件数、日数、費用額とも前年度より増加となっております。

目2退職被保険者等療養給付費は1億8,429万2,222円で、前年度より保険者負担分は244万3,921円減少いたしております。入院外の費用額、調剤の件数、費用額は増加して

おりますが、その他の件数、日数、費用額とも減少いたしております。一般被保険者、退職被保険者等を合わせた療養給付費全体では本年度は18億1,509万1,622円で、前年度より5,384万8,499円増加いたしております。

26ページをお願いいたします。

項2高額療養費、目1一般被保険者高額療養費は1億7,403万2,490円で、前年度より件数では72件の増となっておりますが、保険者負担分では153万9,659円の減となっております。

目2退職被保険者等高額療養費は2,255万4,434円で、前年度より件数で11件の増、保険者負担分で103万1,077円の増となっております。

項4出産育児諸費、目1出産育児一時金の件数は昨年度と同じく44件となっております。21年10月より1件当たりの支給額が引き上げられましたので、金額は前年度に比べて105万円増加しております。

28ページをお願いいたします。

項5葬祭諸費、目1葬祭費の件数は前年度比較で7件増の49件となっております。

款3後期高齢者支援金等、目1後期高齢者支援金につきましては、すべての75歳以上の方が加入する後期高齢者医療制度による保険事業に対し、国保を含むすべての保険者が公平に財政負担をするための経費で、2億5,850万1,910円支出いたしております。前年度より9,555万7,639円の減となっております。平成20年度に創設されたこの支援金は概算医療費により支払い、2年後に確定医療費で精算される仕組みとなっております。今回が初めての精算でございまして、結果として国からの請求額と実績の差が約1億円過払いであったため、過払い分が22年度分の概算支援金約3億6,000万円から控除されたことで大幅な減となっております。

款4前期高齢者納付金等、目1前期高齢者納付金につきましては、後期高齢者支援金と同様に、すべての65歳から74歳の前期高齢者に係る医療費負担の偏在を保険者間で財源調

整する制度でございます。退職者が大量に加入する国保に比べ現役世代の加入が多い社会保険側の納付額が大きいことから国保の負担は少なくなります。22年度は44万3,848円支出いたしております。

30ページをお願いいたします。

款5 老人保健拠出金につきましては、医療費拠出金は平成21年度で終了したため前年度より839万9,801円減少しております。事務費拠出金は国支払基金からの通知がない限り支出の見込みはございません。

款6 介護納付金は、第2号被保険者1人当たりの負担額5万2,107円に第2号被保険者数2,939人を乗じた概算額1億5,314万2,473円に前々年度の精算額と調整金額を差し引いた額1億3,474万3,454円を納付いたしております。

款7 共同事業拠出金、目1 高額医療費拠出金4,850万1,199円は、高額医療が多発した保険者の財政負担を相互支援するため、あらかじめ全保険者で一定額を拠出し、レセプト1件当たり80万円を超える対象医療費に応じた額が交付される高額医療費共同事業に係る拠出金でございます。拠出金の額は前年度より1,014万9,941円増加いたしております。

目2 保険財政共同安定化事業拠出金2億7,072万2,035円は、レセプト1件当たり30万円を超える対象医療費に応じた額が交付される保険財政共同安定化事業に係る拠出金でございます。拠出金の額は前年度より2,082万3,336円増加しております。

款8 保健事業費、項2 特定健康診査等事業費、目1 特定健康診査等事業費は平成20年度から高齢者の医療の確保に関する法律に基づき全保険者に義務づけられた特定健診、特定保健指導に係る経費で、1,115万4,503円支出いたしております。特定健診では1,438名の被保険者が受診され、そのうち126名に特定保健指導を実施しております。前年度と比較して受診者が約200名増加し、受診率も3.5%増の25.3%となっております。

32ページをお願いいたします。

款9 基金積立金は、22年度において財政調整基金から生じた利子12万3,449円と任意積み立て3,641万9,551円の計3,654万3,000円を基金に積み立て、22年度末の国保財政調整基金残高は7,651万7,239円となっております。

款11 諸支出金、項1 償還金及び還付加算金、目3 償還金につきましては、21年度の医療給付費確定により一般被保険者に係る療養給付費等国庫負担金を2,975万4,451円、退職者被保険者等に係る療養給付費等交付金を1,152万5,618円、また実績により出産育児一時金国庫補助金を22万円、高齢者医療制度円滑運営事業費補助金を4万2,175円返還いたしております。

34ページをお願いいたします。

項2 繰出金、目1 一般会計繰出金1億7,193万2,000円につきましては、制度改正の影響で平成20年度に生じた大幅な財源不足額を当時一般会計より緊急に繰り入れて補てんいたしました。その原因となった平成20年度分の前期高齢者交付金の交付不足額及び後期高齢者支援金の支出過大額が、22年度にそれぞれ精算されたことに伴う相当額の一般会計への繰り戻しでございます。平成20年度当初予算編成時に診療報酬支払基金より示された方法による積算額と実際の交付額、支払い額にそれぞれ大きな乖離があり、平成20年9月議会において補正して補てんしました。この補てんは通常の医療費増等に伴う赤字補てんではなく、制度改正によるものであるため、22年度に一般会計に繰り戻したものでございます。

歳入について説明を申し上げます。

10ページをお願いいたします。

款1 国民健康保険税の総額は7億5,843万2,293円で、前年度と比較して1,811万4,888円の減となっております。一般被保険者と退職被保険者等を合わせて年度平均で77世帯、被保険者数18人の増にもかかわらず、一般被保険者において昨今の不景気の影響等による課税所得が減少するなど、調定額、収入済額とも減少いたしております。団

塊の世代の増により退職被保険者は世帯、被保険者数とも増となっており、目2退職被保険者等国民健康保険税は前年度より348万5,566円の増となりましたが、目1一般被保険者国民健康保険税は被保険者の世帯、被保険者とも増となっていますが、2,160万454円の減となっております。

12ページをお願いいたします。

款3国庫支出金、項1国庫負担金、目1療養給付費等負担金は4億1,072万5,349円で、前年度比で1億6,878万1,162円の減となっております。医療費の増加に伴い本来の療養給付費負担金は増加しておりますが、収入額として負担額から差し引かれる前期高齢者交付金が前年度より3億1,580万円増加したことが影響したために交付額は減少いたしました。

項2国庫補助金、目1財政調整交付金は1億24万6,000円で、前年度より1億1,173万4,000円の減となっております。交付率は前年同様の9%で、国庫療養給付費等負担金と同様、医療費に係る本来の普通財政調整交付金は増となっていますが、収入額として差し引かれる前期高齢者交付金が前年度より増加したため交付額は8,318万5,000円減少しております。特別調整交付金につきましては、前年度より2,854万9,000円の減となっています。21年度は退職者医療制度の廃止に伴う財政への影響額が多であった市町に対し、特例で、その影響額の2分の1相当額として約4,000万円の交付があったことが減少の主な理由でございます。

目2出産育児一時金補助金88万円は、平成21年10月1日から平成23年3月31日までの出産に対して支給する出産育児一時金について、暫定的に現行38万円から42万円に4万円引き上げた額の2分の1である2万円が国庫補助されるもので、44件分となっております。

14ページをお願いいたします。

款4療養給付費等交付金は、退職被保険者等の保険給付に対して診療報酬支払基金から

交付されるもので、2億4,002万1,000円でございます。前年度より2,252万8,000円増加しておりますが、退職被保険者等の保険給付費の増によるものでございます。

款5前期高齢者交付金は、すべての65歳から74歳の前期高齢者の医療費負担の偏在を保険者間で財源調整するもので、前年度と比較し3億1,586万9,529円増の8億7,030万5,822円となっています。概算額で約1億1,470万円の増に加え、20年度の精算分が約2億117万円追加されたためでございます。

款6県支出金は1億216万6,168円で、前年度より3,425万8,129円減少しております。国庫支出金と同様、収入額として差し引かれる前期高齢者交付金の増加による影響で、普通調整交付金が3,753万3,000円の大幅な減となっております。

16ページをお願いいたします。

款7共同事業交付金、目1高額医療費共同事業交付金は、レセプト1件当たりの交付基準額80万円を超える高額医療費を対象として、事業実施主体である国保連合会から交付されるものでございます。交付金は4,234万9,437円で、前年度より3,182万8,698円減少いたしました。対象件数は244件で、前年度より3件の減でございます。

目2保険財政共同安定化事業交付金は、レセプト1件当たりの交付基準額30万円を超える医療を対象として、事業実施主体である国保連合会から交付されるものでございます。交付金は2億6,678万71円で、前年度より3,578万7,770円減少いたしました。対象件数は1,539件で、前年度より18件の増でございますが、交付金額は県下全体の高額医療の増加により配分額が減少いたしました。

款8広域連合支出金92万6,000円は、国保の特定健診と同時に実施した75歳以上の後期高齢者に係る健康診査に対する広域連合からの支出金でございます。内訳としましては、22年度健診受診者256名分の国庫補助金相当分29万3,000円と被保険者数及び受診実績配

分による広域連合補助分62万3,000円及び21年度実績に伴う追加交付1万円を合わせたものでございます。

款10繰入金1億7,090万5,974円で、前年度より1,056万3,737円の増となっております。主な要因は、昨今の景気低迷の影響により保険税軽減措置による税収減に対する保険基盤安定繰入金が約800万円増加したためでございます。また、職員給与費等繰入金として、歳出の21ページから24ページでご説明しました総務費のうち項1総務管理費、目2連合会負担金の支出済額と事務費国庫補助金を除いた4,362万8,904円を一般会計から繰り入れております。

18ページをお願いいたします。

款11繰越金、目1療養給付費等交付金繰越金1,152万5,618円は、21年度に交付された退職被保険者等に係る療養給付費等交付金について、医療費実績が確定した結果、超過交付となった額を22年度において診療報酬支払基金に返還するための繰越金でございます。

目2その他繰越金2億4,865万9,665円は、前年度繰越金の総額から療養給付費等交付金繰越金を除いた額で、前年度より1億6,213万8,339円増加いたしております。

20ページをお願いいたします。

款12諸収入、目4雑入のうち介護従事者処遇改善臨時特例交付金117万8,804円は、平成21年4月から介護保険の介護報酬が介護保険サービスの従事者の給与等の処遇を改善する目的で引き上げ改定されており、この改定に係る国保税の負担増を緩和するため、21年度、22年度の2カ年における被保険者の負担を国費により軽減を図るため、国から兵庫県国民健康保険団体連合会を経由して交付される臨時特例交付金でございます。また、老人保健医療費拠出金還付金899万4,006円は、平成20年3月以前のレセプトに係る過誤調整分として、21年度に支出した拠出金について過払いとなった分が還付されたものでございます。

以上で詳細説明を終わらせていただきます

す。

続きまして、認定第3号平成22年度兵庫県太子町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について詳細説明を申し上げます。

13ページの歳出から説明いたします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費2,984万8,877円については、介護保険担当職員給与4名分ほかでございます。

目2連合会負担金15万8,778円については、国保連合会会員負担金でございます。

項2徴収費、目1賦課徴収費198万2,378円については、介護保険料賦課決定通知書作成の委託料等でございます。

15ページをお願いいたします。

項3介護認定審査会費、目1介護認定審査会費291万7,565円につきましては、介護認定審査会の委員報酬等でございます。認定審査会を47回開催し、延べ1,266件の審査をし、平成23年3月末現在で969人の要介護、要支援と認定された方がおられます。

目2認定調査費1,003万9,409円については、認定調査員6名分の賃金と主治医意見書1,277件分の作成手数料等でございます。

17ページをお願いいたします。

款2保険給付費、項1介護諸費、目1介護サービス費12億3,906万3,507円については、要介護1から5と認定された方に対し、居宅介護サービス給付費で延べ9,602人、施設介護サービス給付費で延べ2,149人、居宅介護福祉用具購入費で延べ98人、居宅介護住宅改修費で延べ76人、居宅介護サービス計画給付費で延べ4,480人、地域密着型介護サービス給付費で延べ498人のサービス費でございます。

目2予防サービス費8,482万6,281円については、要支援と認定された方に対し、介護予防サービス給付費で延べ2,773人、介護予防福祉用具購入費で延べ35人、介護予防住宅改修費で延べ36人、介護予防サービス計画給付費で延べ2,155人のサービス費でございます。

目3高額介護サービス費2,084万2,585円に

については、介護保険サービスに係る自己負担額が一定額以上になったときに払い戻されるサービス費で、延べ1,811人のサービス費でございます。

目4 特定入所者サービス費3,754万5,200円については、低所得の方の介護保険サービスに係る自己負担額の一定額以上を支給するサービス費で、延べ1,390人のサービス費でございます。

目5 審査支払手数料151万6,480円は、兵庫県国民健康保険団体連合会の審査支払業務として、延べ2万1,598件分の手数料でございます。

款3 介護サービス事業費、項1 介護サービス事業費、目1 介護サービス事業費1,635万442円につきましては、介護保険担当職員給与1名分、嘱託職員賃金1名分と延べ996人分の介護予防ケアプラン作成業務委託料等でございます。

19ページをお願いいたします。

款4 地域支援事業費、項1 介護予防事業費、目1 介護予防事業費1,487万8,221円については、介護予防事業委託料、生活機能評価事業委託料等でございます。介護予防事業委託料は、運動教室、口腔教室、栄養教室を社会福祉協議会に委託し、延べ3,193人の利用がございました。生活機能評価は、介護保険の認定を受けていない65歳以上の特定健診等の受診者の質問の回答や心電図等の検査結果で介護予防の必要性を判定するものであり、1,068人分でございます。

21ページをお願いいたします。

項2 包括的支援事業費、目1 包括的支援事業費3,047万34円については、介護保険担当職員給与4名分と総合相談窓口業務委託料等でございます。総合相談窓口業務委託は、75歳以上の家庭を延べ1,973人訪問し、現況の聞き取り調査をし、及び相談を行っております。

款5 基金積立金、項1 基金積立金、目1 基金費1,094万4,679円については、町の介護保険財政が安定的に運営されるよう基金に積み

立てるものでございます。

款9 諸支出金、項1 償還金、目1 償還金592万8,139円につきましては、平成21年度保険給付費の精算の結果、介護給付費負担金返還金、地域支援事業費交付金の返還金でございます。

次に、歳入について説明いたします。

5ページをお願いいたします。

款1 保険料、項1 介護保険料、目1 介護保険料の収入済額については、節1 現年度分として特別徴収保険料6,121人3億507万9,280円、普通徴収保険料733人1,875万2,295円、節2 滞納繰越分保険料として273人78万5,363円の収入済みであり、合計で3億2,461万6,938円でございます。また、収入未済額については、現年度分と滞納繰越分と合わせて2,089万7,041円となっており、徴収率は93.7%でございます。

款2 介護サービス事業収入、項1 介護サービス事業収入、目1 介護サービス事業収入については、地域包括支援センターの介護予防サービスプラン作成報酬として914万1,040円の収入済みでございます。

款4 国庫支出金、項1 国庫負担金、目1 介護給付費負担金として2億5,011万円の収入済みであります。

項2 国庫補助金、目1 調整交付金として1,297万6,000円、目2 地域支援事業交付金として1,478万5,900円の収入済みでございます。

7ページをお願いいたします。

款5 支払基金交付金、項1 支払基金交付金、目1 介護給付費交付金として4億2,695万3,020円、目2 地域支援事業交付金として429万1,000円の収入済みであります。

款6 県支出金、項1 県負担金、目1 介護給付費負担金として2億957万3,000円、項2 県補助金、目1 地域支援事業交付金として739万2,799円の収入済みでございます。

款7 財産収入、項1 財産運用収入、目1 利子及び配当金として41万947円の収入済みでございます。

9 ページをお願いいたします。

款 8 繰入金、項 1 他会計繰入金、目 1 一般会計繰入金として、節 1 保険給付事業繰入金として 2 億 1,138 万 6,873 円、節 2 介護サービス事業繰入金として 720 万 9,402 円繰り入れております。

項 2 基金繰入金、目 1 介護給付費準備基金繰入金として 1,268 万 7,703 円、目 2 介護従事者処遇改善臨時特例基金繰入金、節 1 第 1 号被保険者保険料軽減分繰入金として 437 万 5,000 円、節 2 その他経費繰入金として 24 万 3,627 円繰り入れております。

款 9 繰越金については、前年度繰越金として 1,059 万 8,685 円計上いたしております。

11 ページをお願いいたします。

款 10 諸収入、項 3 雑入、目 1 雑入として介護予防事業個人負担金 95 万 7,900 円、目 2 第三者納付金として第三者行為により損害賠償請求分 8 万 9,565 円収入いたしております。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。

続きまして、認定第 4 号平成 22 年度兵庫県太子町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について詳細説明を申し上げます。

歳出から説明をいたします。

なお、当会計につきましては平成 22 年度の決算をもちまして廃止をいたします。

10 ページをお願いいたします。

款 3 諸支出金、項 1 償還金、目 1 償還金は 486 万 5,395 円です。これは平成 21 年度に国、県、社会保険診療報酬支払基金から負担金、交付金として交付を受けましたが、精算の結果、超過交付となり、それぞれに対して相当額を返還したものでございます。

続いて、歳入について説明いたします。

6 ページをお願いいたします。

款 1 支払基金交付金、項 1 支払基金交付金、目 2 審査支払手数料交付金は 223 円です。これは平成 21 年度に国保連合会で審査した 2 件分に対する過年度分の交付金です。

款 4 繰入金、項 1 繰入金、目 1 一般会計繰入金は 461 万 9,497 円です。これは平成 22 年度

をもちまして兵庫県太子町老人保健特別会計を廃止するため歳入歳出差し引き額が 0 円となるよう調整をいたしております。結果、平成 22 年度の歳入総額 486 万 5,395 円に対し歳出総額も 486 万 5,395 円で、歳入歳出差し引き額は 0 円といたしております。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。

続きまして、認定第 5 号平成 22 年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について詳細説明を申し上げます。

歳出から説明をいたします。

10 ページをお願いいたします。

款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費につきましては、職員人件費が主な内容です。

項 2 徴収費、目 1 賦課徴収費につきましては、主に死亡等に伴う過誤納付還付金及び後期高齢者医療保険料を徴収するための保険料決定通知書や納付書の印刷製本費や郵送料でございます。

款 2 後期高齢者医療広域連合納付金、項 1 後期高齢者医療広域連合納付金、目 1 後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、平成 23 年 3 月分までの現年度分の保険料納付金として 1 億 8,813 万 1,791 円、過年度分の保険料納付金として 510 万 8,682 円、広域連合の運営のための共通経費でございます分賦金として 775 万 5,487 円、保険基盤安定繰入金納付金として 3,229 万 3,819 円、延滞金納付金として 5 万 2,000 円、それぞれ兵庫県後期高齢者医療広域連合へ納付いたしております。

歳入について説明をいたします。

6 ページをお願いいたします。

款 1 保険料、項 1 後期高齢者医療保険料、目 1 後期高齢者医療保険料につきましては、特別徴収分として 1 億 3,050 万 2,309 円、普通徴収分として 6,242 万 2,437 円、合計で 1 億 9,292 万 4,746 円を収納いたしております。

款 2 使用料及び手数料、項 1 手数料、目 1 督促手数料につきましては 3 万 8,700 円収納いたしております。

款3繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金につきましては、事務費繰入金として1,467万7,466円、保険基盤安定繰入金として3,229万3,819円、合計で4,697万1,285円を一般会計より繰り入れております。

款4繰越金、項1繰越金、目1繰越金につきましては、前年度繰越金として530万9,450円を収納いたしております。

款5諸収入、項1延滞金、加算金及び過料、目1延滞金につきましては、保険料延滞金として5万2,000円を収納いたしております。

項3雑入、目1雑入は、保険料還付金として40万8,129円を受け入れております。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、認定第6号平成22年度兵庫県太子町墓園事業特別会計歳入歳出決算の認定について詳細説明を申し上げます。

まず、7ページの歳出をお願いいたします。

款1項1の墓園事業費、目1一般管理費の766万5,976円でございますが、主に一般会計への繰出金として758万6,000円となっております。

目2の墓園管理費803万3,285円でございますが、主に節13委託料の除草作業、ごみ処理等による清掃管理委託料及び樹木の剪定、芝刈り、薬剤散布などによる植栽管理委託料、車止め開閉業務委託料として570万1,260円となっております。また、墓所返還還付金につきましては、申し込み後、墓碑の設置の見込みがなく不要になったなどの理由により返還申請がございましたので、4基分189万5,000円を返還いたしました。

次に、5ページの歳入をお願いいたします。

まず、款1の使用料及び手数料の墓園永代使用料は761万円、11基分でございます。平成22年度末の応募状況は累計で888基となっております。墓園年間管理手数料は883基分の604万7,000円でございます。

款2の繰越金につきましては、前年度繰越金として569万7,909円となっております。

また、款3の諸収入につきましては、預金利子として3,213円となっております。

以上で墓園事業の特別会計歳入歳出決算の詳細説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（佐野芳彦） この際、暫時休憩します。

開始は2時50分にします。

（休憩 午後2時32分）

（再開 午後2時48分）

○議長（佐野芳彦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

経済建設部長。

○経済建設部長（山本武志） それでは、認定第7号平成22年度兵庫県太子町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定につきまして詳細説明を申し上げます。

歳出から説明申し上げます。

10ページをお願いいたします。

款1下水道費、項1下水道費、目1一般管理費、節13委託料の下水道管洗浄委託料につきましては、下水道管閉塞の予防措置として定期的洗浄作業を行っております。平成22年度には糸井・矢田部地区の定期的洗浄作業と1件の緊急洗浄作業等合わせまして129万1,500円を支出しております。マンホールポンプ点検委託料につきましては、太子町内にある15カ所の下水道をくみ上げるマンホールポンプの点検監視業務として345万7,000円を支出しております。前処理場運転管理業務委託と一体的に入札を行ったことによりまして、前年度比32万7,200円の減となっております。

次に、12ページをお願いします。

節19負担金補助及び交付金の揖保川流域下水道維持管理負担金につきましては、処理水量401万2,333立方メートルに対します処理負担金として2億219万3,553円を支出しております。1立方メートル当たりの単価は約50.4円となっております。前年度比、水量で

12万8,633立方メートル、負担金で150万1,846円の増となっております。

目2公共下水道事業費、節13委託料の公共下水道事業計画変更認可申請資料作成業務委託につきましては、平成22年度で終了となる下水道事業計画の延伸を申請するために必要な図書作成費用として378万円を支出しております。

次に、14ページをお願いいたします。

節15工事請負費の公共ます設置工事につきましては、74件の工事で2,290万8,766円を支出しております。前年度比197万1,647円の増となっております。下水道管布設工事につきましては、3件の工事で192万3,600円を支出しております。節19負担金補助及び交付金の汚水長松幹線管渠築造工事負担金につきましては、姫路市と太子町との下水道処理に関する協定書に基づき1,696万8,570円を支出しております。

目3合併処理浄化槽整備費、節15工事請負費ですが、下水道排水区域より離れた事業所に対し、下水道管布設のかわりに合併浄化槽を設置したもので、199万8,150円を支出しております。

目4流域下水道事業費、節19負担金補助及び交付金の揖保川流域下水道建設負担金につきましては864万6,241円を支出しております。流域の処理場等の建設事業費から国庫補助分及び県費負担分を除きました事業費に対しまして関係3市1町が負担するものでございます。管渠につきましては、その7.44%、処理場につきましては、その9.82%が太子町の負担となっております。前年度比62万400円の減であります。兵庫西流域下水汚泥処理委託事業負担金（償還金）につきましては、県移管に伴う償還金負担金として1,864万7,026円を支出しております。前年度比223万6,637円の減であります。

款2公債費、項1公債費、目1元金につきましては、定期償還分の長期債元金償還金として7億8,654万8,809円を支出しております。前年度比4,948万7,567円の増でございます。

す。

目2利子につきましては、定期償還分の長期債利子償還金として3億6,904万1,322円を支出しております。対前年度比1,886万6,047円の減でございます。

引き続きまして、歳入の詳細説明をさせていただきます。

6ページをお願いいたします。

款1分担金及び負担金、項1負担金、目1下水道費負担金、節1下水道費負担金の下水道事業受益者負担金につきましては、猶予取り消しによる現年度分46件、972万8,900円を収入しております。節2下水道費過年度負担金につきましては118万720円収入いたしております。

款2使用料及び手数料、項1使用料、目1下水道使用料、節1下水道使用料といたしまして、有収水量327万6,818立方メートルに対し、収入済額4億9,467万7,928円となっております。前年度比、水量で6万5,014立方メートル、使用料金で2,620万8,452円の増となっております。節2の下水道過年度使用料につきましては326万8,064円収入しております。

項2手数料、目1下水道手数料、節1下水道手数料の公認業者登録手数料につきましては2社で10万円、公認業者更新手数料につきましては24社で72万円、責任技術者登録手数料につきましては4件で12万円、責任技術者更新手数料につきましては5件で10万円を収入しております。

款3繰入金、項1繰入金、目1一般会計繰入金につきましては、一般会計からの繰入金が8億3,000万円となっております。対前年比1億1,000万円の増となっております。

8ページをお願いします。

款6町債、項1町債、目1下水道債につきましては、公共下水道事業債、流域下水道事業債、資本費平準化債を合わせまして1億8,140万円の収入済みとなっております。

以上で平成22年度下水道事業特別会計歳入歳出決算の詳細説明を終わらせていただきます。

す。

続きまして、認定第8号平成22年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計歳入歳出決算の認定につきまして詳細説明を申し上げます。

歳出から説明申し上げます。

10ページをお願いいたします。

款1前処理場費、目1前処理場管理費、節11需用費の消耗品費につきましては、硫化水素対策といたしまして、pH調整のための苛性ソーダ購入費として130万8,035円支出しております。前年度比約9万円の減となっております。光熱水費につきましては、電気料を480万6,118円支出しております。前年度比28万円の増となっております。修繕料につきましては、スクリーンピット現場操作盤修繕等による機械修繕として138万4,635円、火災感知器修繕等による施設修繕として5万5,300円を支出し、前年度比約430万円の減となっております。節13委託料の前処理場運転管理業務委託料につきましては4,730万円支出しております。指名競争入札の実施及び委託内容の見直し、夜間、日曜、祭日の無人化等によりまして前年度比751万円の減額でございます。節15工事請負費の非常通報装置設置工事費につきましては、夜間等の無人化を行うために必要な非常通報装置設置費として393万7,500円を支出し、前処理場污水管配管工事につきましては、前処理場運転経費削減を目的として、流量測定水路に直接放流をするための配管工事として218万850円を支出しております。

12ページをお願いします。

節18備品購入費の高圧洗浄機購入費につきましては、流入水に含まれる油脂分付着による機能障害を防ぐため機器の洗浄を行っておりますが、経年劣化により故障し修理不能となりましたので、買い換え費用として38万9,000円を支出しております。節19負担金補助及び交付金の揖保川流域下水道維持管理負担金につきましては、15年度から単年度精算となっております。排水量4万6,936立方メートルに対します処理負担金として492万

7,596円支出しております。対前年度比、排水量では約1,000立方メートルの増、負担金では約1万7,000円の減となっております。

目2流域下水道事業費、節19負担金補助及び交付金の揖保川流域下水道建設負担金につきましては、流域の処理場などの建設事業費の負担分として88万1,281円支出しております。平成12年度より流域下水道建設負担金を下水道特別会計と計画処理水量で案分しております。前年度比6万3,000円の減となっております。兵庫西流域下水汚泥処理委託事業負担金（償還金）につきましては、県移管に伴います償還金負担といたしまして254万2,774円支出しております。前年度比約30万円の減となっております。兵庫西流域下水汚泥処理委託事業負担金（汚泥焼却）につきましては、搬出しました汚泥焼却量158.18トンに対します汚泥焼却負担金として522万3,603円支出しております。前年度比約140万円の増となっております。

款2公債費、目1元金につきましては、定期償還分の長期債元金償還金として1,202万2,237円支出しております。前年度比約21万円の減でございます。

目2利子につきましては、定期償還分の長期債利子償還金として381万4,462円支出しております。前年度比約53万円の減でございます。

引き続きまして、歳入の説明に移らせていただきます。

6ページをお願いいたします。

款1使用料及び手数料、目1下水道使用料につきましては、有収水量2万8,950立方メートルに対します使用料単価が1立方メートル当たり225円でございますので、651万3,750円収入しております。対前年度比は、有収水量では1万3,963立方メートルの減、使用料では292万7,110円の減となっております。

款2繰入金、目1一般会計繰入金につきましては9,839万円であります。対前年度比では161万円の減となっております。

款5町債、目1下水道債につきましては、流域下水道事業に係る前処理場会計負担分の流域下水道事業債として80万円でございます。

以上で平成22年度前処理場事業特別会計歳入歳出決算の詳細説明を終わらせていただきます。

続きまして、認定第9号平成22年度兵庫県太子町水道事業会計決算の認定について詳細説明を申し上げます。

決算報告書の1ページから4ページまでは収益的収支及び資本的収支について予算との比較対比で、消費税込みにて作成しております。

1ページ、2ページの収益的収入及び支出をお願いします。

収入の決算状況は、事業収益において予算額5億2,097万3,000円に対し決算額4億6,830万9,992円となり、5,266万3,008円の減収となりました。この主な要因としては、大口使用者の使用量の大幅な減少によるものでございます。

一方、支出の状況では、事業費用において予算額5億269万1,000円に対しまして決算額は4億5,450万4,050円となり、不用額は4,818万6,950円となりました。この主なものといたしましては、営業費用、営業外費用における経費減によるものでございます。

3ページ、4ページの資本的収入及び支出をお願いします。

収入の決算状況は、予算額3,810万円に対し決算額は1,087万円で、2,723万円の減でございます。この理由といたしましては、工事負担金及び国庫補助金の減によるものでございます。

一方、支出においては、予算額4億3,940万3,000円に対し決算額3億8,964万9,333円となり、不用額4,975万3,667円になりました。この主なものとしましては、建設改良費の委託料及び工事請負費の減額によるものでございます。

資本的収入額1,087万円が資本的支出額3

億8,964万9,333円に対して不足する額3億7,877万9,333円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,357万4,813円、過年度分損益勘定留保資金3億1,937万4,423円と減債積立金4,583万97円で補てんしております。

詳細内容につきましては、収益的収入及び支出は18ページ以降に税抜きで掲載をしております。また、資本的収入及び支出につきましては26ページに税込みで掲載をしております。

次に、5ページをお願いいたします。

平成22年度損益計算書で収益的収支を項目別に税抜きで精算したものでございます。営業収益4億3,622万3,889円から営業費用4億1,350万3,861円を差し引いた営業利益は2,272万28円であり、これに営業外収益1,039万8,598円から営業外費用3,218万734円を差し引いた△2,178万2,136円を加減した経常利益は93万7,892円となり、特別利益と特別損失を加減した当該年度純利益は27万277円となりました。前年度繰越欠損金8,989万3,703円を加算いたしますと、当該年度未処理欠損金は8,962万3,426円となっております。

次に、6ページの剰余金計算書をお願いいたします。

利益剰余金の部では、1、減債積立金において、当該年度処分額として4,583万97円を処分し、当該年度末残高は1億516万9,903円となっております。これは企業債の公的資金補償金免除繰上償還に使用したものでございます。

2、利益積立金、3、建設改良積立金においては、前年度繰入額及び当年度処分額はありません。利益剰余金積み立て合計は3億6,725万5,479円となっております。

4、欠損金、前年度欠損金処理計算を行った額の再計上であり、繰越欠損金として8,962万3,426円であります。

7ページ、資本剰余金の部でございます。

1、受贈財産評価額の当年度発生高は14ペ

ージの受贈財産評価額内訳明細書のとおりで、宅地開発等による寄贈された配水管、配水支管等9件の評価額であります。

2、工事負担金の当年度発生高は、資本的収入で受け入れた工事負担金であります。

4、国庫補助金の当年度発生高1,067万円は立岡山北配水池外更新工事等に係るもので、当年度末残高は2億9,157万905円となり、翌年度繰越資本剰余金として49億1,198万7,549円となります。

次に、8ページ、平成22年度欠損金処理計算書（案）でございます。

当年度末処理欠損金8,962万3,426円は地方公営企業法第32条の2及び同法施行令第24条の3第1項の規定により利益積立金を繰り入れて欠損金処理しますが、今年度も利益積立金の繰入金がありませんので、8,962万3,426円を翌年度繰越欠損金処理といたしたので、よろしく願いをいたします。

次に、9ページ、10ページをお願いします。

平成22年度末の貸借対照表でございます。

これは企業の財政状況を明らかにするため、資産、負債及び資本を総括的にあらわしたものでございます。平成22年度中の事業活動から生じた資産、負債、資本の増減を計上したもので、資産の部、(1)固定資産の有形固定資産については、資本的支出に経理されたものが各項目別に計上しており、明細につきましては27ページ、28ページの固定資産明細書に掲げているとおりでございます。

次に、2、流動資産の(1)現金預金7億5,844万9,622円は、32ページの最下段の翌年度繰越資金の現金3億5,844万9,622円と預金4億円でございます。

(2)未収金は平成23年3月31日現在において5,347万1,110円であり、この主なものとしては水道料金2,205万3,360円、その他35万5,179円、他会計負担金1,977万1,824円、消費税還付金1,129万747円であります。

(3)有価証券につきましては、資産運用と

いたしまして、兵庫県公募公債及びユーロ円債を購入しております現在高でございます。

流動資産の合計額は11億1,799万6,193円となります。

10ページ、負債の部ですが、4、流動負債、(1)未払金2億6,423万8,472円の主なものとして、量水器取りかえ作業委託料316万2,600円、動力費258万8,567円、資本的支出の配水施設改良費の工事請負費の立岡山北配水池外更新工事2億2,900万円及び固定資産購入費のうちの1,375万5,000円等でございます。

(2)預かり金7,067万9,737円は下水道使用料でございます。

負債合計額は3億3,491万8,209円となります。

次に、資本の部です。

5、資本金、(1)自己資本金については、地方公営企業法施行令第25条の規定に基づいて、積立金の処分額及び法適用時の一般会計から引き継いだ額の累計でございます。

(2)借入資本金は企業債の未償還残高です。これにつきましては、最後の33ページに企業債明細書に掲げております。

資本金合計額は19億229万4,335円となります。

6、剰余金については、先ほどの6ページ、7ページでご説明申し上げたとおりでございます。

剰余金合計額は51億8,961万9,602円となります。

以上が資産、負債、資本の状況で、資産と負債及び資本の合計額はそれぞれ74億2,683万2,146円となります。

次に、11ページをお願いします。

これから以降は決算の附属書類でございます。

事業報告書でございますが、1、概況では平成22年度の経営及び事業実施の概要を文書表現いたしております。

12ページ、(2)議会議決事項は、平成22年度中に議会へ提案させていただいた議案でご

ざいます。

(4)職員に関する事項は、平成23年3月末現在の職員の職階級に掲げております。

次に、13ページでは(1)建設改良工事を掲げておりまして、資本的支出の配水施設改良費の工事請負費の明細であります。

次に、14ページには(2)保存工事の概況でございますが、これは漏水修理等の件数でございます。平成22年度は68件行っております。

(3)受贈財産評価額内訳明細については、先ほど資本剰余金のところで申し上げたとおり、宅地開発等によりまして寄贈された配水管、配水支管等9件の評価額でございます。

15ページは業務でございます。

(1)業務量は昨年度対比で掲げております。年間総配水量で11.0%の減となっております。今後の水需要につきましても、節水意識の定着、節水機器の普及、産業構造の変化等により減少傾向であると考えております。

16ページ、(2)事業収入に関する事項、(3)事業費に関する事項については、区分別に前年度との対比であります。事業収支では、有収水量の減によりまして全体として4,423万4,072円、9.0%の減収でございます。一方、事業費では、営業費用が2.1%の減、営業外費用が4.6%の減により、1,740万9,219円の減額となっております。

17ページ、4、会計でございます。

(2)企業債及び一時借入金の概要ですが、これは企業債の借入状況でございます。33ページ、企業債明細書に掲げているとおり、借入総額14億2,460万円に対し平成22年度末現在の未償還残高は10億3,413万205円となっております。

次に、18ページをお願いします。

これからは収益費用に係る明細でございます。主なところのみ申し上げます。

給水収益の水道使用料は対前年度比3,795万8,418円の減収となり、19ページの営業外収益は前年度比245万2,797円の増収となりましたが、事業収益としては前年度対比

4,423万4,072円の減収であります。

20ページからは事業費用でございます。

原浄水費は前年度対比319万8,904円の減です。光熱水費では老原浄水場下水道使用料が196万8,130円の減、委託料では安全な水の供給から水質検査を関係法令の定めにより一般検査を毎月龍野健康福祉事務所で、原水及び供給水の全項目等は、ひょうご環境創造協会、住友金属テクノロジー株式会社、県立健康環境科学研究センターで実施しております。結果は、いずれも水道法に定める水質基準値以下でありました。検査費用として238万466円を支払っております。

21ページの修繕料においては、各水源地や配水池の電気、機械施設の点検等により不良及び故障箇所の取りかえ修理を行い、安定供給に努めてまいりました。主なものとして、吉福水源地No.1送水ポンプ用吸気弁修理、沖代地内導水管修理等で、前年度対比45万3,796円の減となっております。

動力費では、全施設の電気使用量として245万9,198キロワットでございますが、対前年比では80万155円の減でございます。

受水費につきましては、兵庫県企業庁から年間51万1,000トンを受水し、安定供給に努めております。

次に、配水費の前年度対比3万6,413円の減です。節調査費については、送水管及び主な配水管において延長12.5キロ、それに付随する消火栓59基、給水戸数546戸の漏水調査を実施し、止水栓漏水、給水管漏水、分水栓漏水等の漏水把握に努めてまいりました。調査結果は、給水管からの漏水が2件発見され、修理をいたしました。今後も有収率の維持、漏水の早期発見からも継続的な調査が重要と考えております。

22ページ、給水費では、前年度対比82万7,339円の減でございます。

23ページ、総係費は、前年度対比743万218円の減でございます。

24ページ、目減償却費については、地方公営企業法施行規則第8条による償却方法等

を採用しており、前年度対比では17万3,000円の増となっております。また、目資産減耗費は、前年度対比では91万6,278円の増となっております。

25ページ、営業外費用、目支払利息及び企業債取扱諸費では、企業債利息として財務省財政融資資金17件分1,659万5,427円、公営企業金融機構22件分1,558万5,175円で、前年度対比154万461円の減となっております。

次に、特別損失、目過年度損益修正損は66万7,615円となり、対前年度比722万6,437円の減となっております。

次に、26ページの資本的収入及び支出をお願いします。

資本的収入では、目工事負担金につきましては、給水工事関係による工事負担金であります。

目国庫補助金につきましては、立岡山北配水池外更新工事によるものでございます。資本的支出では、配水施設改良費の工事請負費につきましては2億3,506万7,320円で、内訳は13ページのとおりでございます。

目固定資産購入費では、機械及び装置購入費として水道料金及び会計システムを購入し、1,375万5,000円を支払っております。

目企業債償還金につきましては、財務省財政融資資金16件分の6,750万3,471円、公営企業金融機構22件分の2,253万4,433円を支払っております。このうち公的資金補償金免除繰上償還といたしまして、財務省財政融資資金2件分4,568万3,159円と公営企業金融機構1件432万1,033円を含んでおります。よって、前年度対比5,700万6,455円の増であります。

27ページ、28ページは、固定資産明細書でございます。

9ページの貸借対照表、資産の部、有形、無形固定資産の明細であります。

29ページは、事業費用及び建設改良費に掲げている科目ごとの人件費の明細であります。

30ページは、款事業費用4億4,635万2,210円の節ごとの構成比であります。

31ページは、補てん財源明細書でございます。これは資本的収入が支出に対して不足する額等に補てんする財源でございまして、平成23年度へ繰越額は8億9,059万4,318円であります。

32ページは、平成22年度資金収支表でございます。この表は、平成22年度の1年間に発生した現金の受け入れ及び支払いの金額を事業資金の項目別に表示したものでございます。受入資金の計14億8,036万3,780円に対し、支払資金の計は11億2,191万4,158円となり、差し引き3億5,844万9,622円が翌年度繰越資金の現金となり、預金4億円を加え平成23年度へ繰り越しております。この額は9ページの貸借対照表、流動資産の現金預金の額でございます。

33ページは、企業債の明細でございます。未償還残高ゼロが3件となっておりますが、繰上償還を行った企業債でございます。

以上で平成22年度水道事業会計決算の詳細説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（佐野芳彦） これで日程第20、認定第1号から日程第28、認定第9号までの提案理由の説明が終わりました。

ここで平成22年度一般会計、特別会計及び企業会計の9会計決算については法令に基づき監査委員の決算審査を受けていますので、代表監査委員から決算審査の説明を求めます。

森川勝代表監査委員。

○監査委員（森川 勝） 失礼いたします。平成22年度兵庫県太子町一般会計及び特別会計決算につきまして、清原監査委員とともに審査しました結果につきましてご報告申し上げます。

1、審査対象、その1、平成22年度兵庫県太子町一般会計歳入歳出決算書、その2、平成22年度兵庫県太子町特別会計歳入歳出決算書、国民健康保険、介護保険、老人保健、後期高齢者医療、墓園事業、下水道事業、前処理場事業の7特別会計、その3、附属書類、

平成22年度兵庫県太子町歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、証書類。

2、審査期間、平成23年7月21日から平成23年8月10日まで。

3、審査の方法、一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書及び附属書類は、その計数が正確であるか、予算の執行が適正に行われているか、財務に関する事務が法令に準拠して処理されているかなどの点について審査しました。

また、基金については、その設置目的に沿って適正に運用されているか、計数は正確であるかなどを審査しました。

なお、審査の過程では、関係職員からの説明を聴取するとともに例月出納検査も参考にしております。

4、審査の結果、審査に付された一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書及び附属書類の計数は正確であることを確認しました。

また、基金の運用状況は、その設置目的に沿って運用され、計数は正確であると認めました。

決算の個別意見につきましては以下に述べるとおりでありますので、ご確認いただきますようお願いいたします。

引き続きまして、平成22年度兵庫県太子町水道事業会計決算審査につきまして、一般会計、特別会計同様、清原監査委員とともに審査しました結果につきましてご報告申し上げます。

1、審査対象、平成22年度兵庫県太子町水道事業会計決算書、事業報告及び関係帳簿、証書類。

2、審査日、平成23年7月21日から平成23年8月10日まで。

3、審査の方法、審査に当たっては、決算報告書及びその他附属書類に基づいて計数の審査と会計内容が適正に行われているか、企業の経営及び財政状況が適正に表示されているかなどの点について審査しました。

なお、審査の過程では、関係職員からの説

明を聴取するとともに例月出納検査を参考に
して審査を実施いたしました。

4、審査の結果、提出されました決算書及び事業報告書、財務諸表はいずれも地方公営企業関係法令に準拠して作成され、また財政状態も適正に表示され、かつ計数は正確であることを確認いたしました。

個別意見につきましては以下をご確認いただきますようお願いいたします。

以上、審査結果につきましてご報告を終わります。

○議長（佐野芳彦） 決算審査の説明が終わりました。

~~~~~

#### 日程第29 意見書案第4号 災害に強いまちづくりと地域循環型経済対策を求める意見書の提出について

○議長（佐野芳彦） 日程第29、意見書案第4号災害に強いまちづくりと地域循環型経済対策を求める意見書の提出についてを議題とします。

職員に意見書案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（佐野芳彦） 本案について趣旨説明を求めます。

発議者を代表して服部千秋議員。

○服部千秋議員 太子町議会は5月10日、兵庫県生活関連公共事業拡大連絡会議から「災害に強いまちづくりと地域循環型経済対策を求める陳情書」を受理しました。総務常任委員会で6月9日、7月14日、7月22日に審査し、内閣総理大臣、その他関係大臣へ意見書を提出することとし、意見書案をまとめました。7月の全員協議会、8月の全員協議会で議員の皆様にご報告させていただいたものであります。

意見書案を読み上げますので、よろしくお願ひいたします。

災害に強いまちづくりと地域循環型経済対策を求める意見書（案）。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災

は想像を絶する大災害となり、2万人を超える死者、行方不明者を出し、原発事故も加わり、国民の安全・安心のための対策は急務となっています。そして、この震災で経済状況の悪化も深刻なものとなっています。

建設産業を取り巻く情勢は、毎年削減され続けてきた公共事業費のもと、地方の建設産業は疲弊し切っています。公共工事の減少と入札制度の改革による一般競争入札の拡大で企業間の競争がさらに激化し、そのしわ寄せが下請業者や末端の労働者の賃金や労働条件の悪化、生コン等の品質問題、運搬車の過積載など、安全管理、品質軽視へと広がっています。

下請業者や末端の労働者のしわ寄せや品質、安全軽視に対する対策として、建設労働者の適正な賃金確保を求めるための『公契約法』の制定が急務であり、多くの国民は建設産業の公正公平なルールづくりを求めています。

また、地域経済の活性化策として『住宅リフォーム助成制度』を採用している自治体もあり、秋田県では予算額の26.4倍の経済効果が報告されています。さらに、公共事業においても耐震化や老朽化した社会資本の維持補修を含めた対策が国民生活上も必要となってきました。

今や地域の建設業、建設関連業、そして地域経済は崩壊しかねない状況です。南海・東南海地震がごく近い将来に発生することが予想され、災害列島とも言われる日本においては、地域の中小建設業者の崩壊は、その地域の安全・安心の危機につながりかねないことから、下記の項目を早急実現するよう要請します。

記。1、国民の生命と財産を守るため、国と自治体の役割と責任で災害に強いまちづくりを行うこと。また、そのための予算を拡充すること。

2、早急に『公契約法』を制定すること。

3、公共工事、委託業務などの発注に際し、適正な賃金、労働条件を確保するための

制度をつくること。

4、国民の『住』の安全・安心を守るため、『住宅リフォーム助成制度』など、循環型の地域経済につながる制度をつくること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年8月26日。

提出先、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、国土交通大臣。

兵庫県揖保郡太子町議会議員佐野芳彦。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（佐野芳彦） 趣旨説明が終わりました。

お諮りします。

本案については、議事の順序を省略し、これから直ちに採決を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 異議なしと認めます。したがって、直ちに採決を行います。

これから意見書案第4号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 異議なしと認めます。したがって、意見書案第4号は原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りします。

ただいま可決されました意見書の取り扱いについては議長にご一任いただきたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は8月29日午前10時に再開します。

本日はこれで散会します。

お疲れさまでした。

（散会 午後3時45分）